



マラヤ北西部の稲作農村

—— 婚姻・離婚・家族の特質について ——

口羽益生・坪内良博

A Malay Padi-Farming Community in the Northwestern Part of Malaya

—— A Sociological Analysis of Marriage, Divorce and Family ——

by

Masuo KUCHIBA and Yoshihiro Tsubouchi

は し が き

本論は、1964年7月～12月、1965年6月～10月の2度にわたって、マラヤ北西部のケダー州コタスター郡 (Daerah Kota Star)、パダンララン区 (Mukim Padang Lalang)、パダンララン村 (Kampong Padang Lalang) において行なわれた社会人類学的村落調査の中間報告の一部である。

調査地の経済構造の分析結果の一部は、すでに、『東南アジア研究』第3巻第1号 (1965年6月) において報告したが、経済的諸要因と村落の政治社会構造との関連を理解するためには、この両変数をつなぐ媒介項の特質が明らかにされねばならない。経済的要因の働きかけに対する社会的反応の方向は、常に一定の角度をもつものではなく、社会成員によって担われている特定の文化的枠の許容範囲内において規定されるからである。この意味において、マラヤにおける村落の集団的基盤である家族の文化的特質の解明は、調査地の経済・政治社会構造のダイナミックな理解のために重要である。

マレー人の家族に関する考え方は、日本や欧米の場合とかなり異なって、それ自身の特殊な性格を有している。近代化という文化的衝撃に対する反応のしかたも、必ずしも世界の他の地域とすべての面において同じ形をとるとはいえない。本論においては、当該村落の経済・政治社会構造の分析の一基点とする意味において、婚姻・離婚・家族形態の分析を通じて、調査地における婚姻や家族に関するマラヤ的特質の理解を試みたい。

調査地パダンララン村の概要については、すでに上記の報告において詳述したので、本論では、最少限に必要と思われることがらのみ略記するに留める。

パダンララン村は、ケダー州の首府アロールスター (Alor Star) から北西へ5マイルばかり離れた水田稲作農村である。村の中央をアロールジャングス (Alor Janggus) 川が南東から北西へ貫流しており、家屋は、大体、この川の両岸に沿って細長く分布している。川沿いの居住地帯の外側に水田が碁盤の目のように広がっている。隣村との境の物理的な目印となるようなものは、一見したところ明瞭ではない。

この村もまたマラヤ社会特有の多民族社会の特徴を有し、総人口1,538は、マレー人978 (63.6%), 中国人546 (35.5%), インド・パキスタン人14(0.9%) から成っている。中国人の割合が比較的高いのは、この村がパダンララン区 (mukim) の中心地であるため、中国人商店が集中しているからである。中国人とインド・パキスタン人は、村の北西端に密集して居住し、ほとんどの者が、商業、精米業、およびこれに関連する職業に従事

表1 マレー人 性・年齢階級別人口
1964. 10.

	実 数		計
	男	女	
0~4	51	75	126
5~9	85	76	161
10~14	80	64	144
15~19	43	49	92
20~24	29	34	63
25~29	29	29	58
30~34	32	39	71
35~39	32	22	54
40~44	20	21	41
45~49	12	15	27
50~54	18	21	39
55~59	12	12	24
60~64	20	19	39
65~69	3	3	6
70~74	6	6	12
75~79	2	3	5
80~84	4	2	6
85~89	—	—	—
90~94	3	—	3
95~	1	4	5
不 明	—	2	2
計	482	496	978

巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を含む。

表2 マレー人世帯の職業 (Padang Lalang 村)

1964. 10.

職 業	実 数	(%)	職 業	実 数	(%)
農 家	137	66.4	年 金	1	0.5
非 耕 作 地 主	6	2.7	警 察 官	7	3.4
農 業 労 働	25	12.1	官 吏	2	1.0
雑 役	3	1.5	D I D 人 夫	1	0.5
魚 行 商	5	2.4	ホスピタル・アシスタント	1	0.5
下 男	1	0.5	助 産 婦	1	0.5
大 工	5	2.4	無 職	8	3.9
商 店 経 営	2	1.0			
精 米 所 人 夫	1	0.5	計	206	100.0

表3 世帯員数別世帯数 1964. 10.

世帯員数	実数	(%)
1	11	(5.6)
2	21	(10.8)
3	34	(17.4)
4	26	(13.3)
5	37	(19.0)
6	28	(14.4)
7	12	(6.2)
8	17	(8.7)
9	7	(3.6)
10	2	(1.0)
計	195	(100.0)

平均世帯員数 4.7人

調査、助産婦、ホスピタル・アシスタント、官吏を除く

している¹⁾。中国人が平屋に住んでいるのに対し、マレー人は杵上家屋に住み、それは川沿いに散在している。本論の対象は、村内のマレー人であるが、その性・年齢階級別人口、職業別世帯数、世帯員数別世帯数は、第1表から第3表に示す通りである。しかし、これらのうち、本論が分析の対象としているのは、外来者である警察官、官吏、ホスピタル・アシスタント、助産婦の11世帯を除いた²⁾195世帯である。

1 婚 姻

パダンラン村においては、一人前の村人としての社会的役割を演ずるためには、結婚によって独自の家庭を形成することが絶対に必要である。

性による分業や男女の社会的な役割がきわめて明確に区別されているからである。

例えば、食事の用意、台所に関する一切の仕事、苗代づくりのための主要な労働、田植え、人の一生 (life cycle) の主要な折目において行なわれる共食儀礼 (kenduri) の食事の準備などは女性の仕事である。これに対し、食物調達のための日常の買物、田の整地、除草、水牛や山羊の飼育、モスク (masjid) に関する宗教行事への参加、村の主要事に関する会合への参加などはすべて男性の仕事である。この区分が余りにも明確であるため、女性の仕事に男性が加わることははずかしいこととされ、極端な場合には、女性の仕事内容について男性が知っていることさえ恥ず (malu) べきことと考えられている。

このような状況の下で社会生活を営むためには、夫婦が1単位となることが必須の条件となる。従って、適令期に達すると、ほとんどすべての男女は結婚に踏み切り、よほど特殊な事情でもない限り、独身生活を長く続ける事例は少ない。

1. 初婚年令

マレー人の初婚年令は、一般に非常に低いといわれている。婚姻に関する法律的な規定はイスラム法であるが、イスラム法には婚姻に関する最低年令の規定は存在しない。しかし、マラヤの諸州では、法的には15才が結婚のための成年に達した年令と考えられているようである。³⁾パダンラン村では、このような法律は余り顧慮されず、初婚年令は非常に低い場合が

- 1) 中国人 (正確には中国系マレーシア人) の集落については、前田清茂「マラヤ北西部における中国人集落の構造 (上・下)」『東南アジア研究』第3巻第5号 (1966年3月) ならびに第4巻第1号参照。
- 2) このうち2世帯は調査不能であった。
- 3) A. Ibrahim : *Islamic Law in Malaya*, Singapore, Malaysian Sociological Institute, 1965, p.181.

表 4 Padang Lalang 村における初婚年齢[※]

1964. 10.

初婚年齢	男 子			計	女 子			計
	現 在 の 年 齢				現 在 の 年 齢			
	～29	30～49	50～		～29	30～49	50～	
11					1			1
12					3	5	1	9
13					6	3	1	10
14			1	1	8	6	1	15
15	1	1		2	10	7	9	26
16	2	3	3	8	14	14	7	35
17	1	4		5	13	13	1	27
18	4	12	13	29	11	13	6	30
19	7	5	3	15	4	2	1	7
20	11	13	13	37	2	6	4	12
21	3	6	2	11			1	1
22	2	9	2	13	1	1		2
23	4	3	2	9	1		2	3
24	1	2		3		1	2	3
25	2	13	6	21		2	1	3
26	1	2		3				
27		3		3		1		1
28		3	2	5				
29			1	1		1		1
30		1	5	6				
31～		2	2	4			1	1
不 明	2	12	16	30	3	17	26	46
計	41	94	71	206	77	92	64	233

※ 結婚経験者について
 巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く

ある。

表 4 は、配偶者と離・死別した者をも含む結婚経験者の初婚年齢を、性・世代別にみたものである。⁴⁾この表によると、男性は普通16才位から結婚しはじめ、約70%の者は22才までに結婚する。女性の場合には、12才から18才までの間に約87%の者が結婚している。男女の初婚年齢

- 4) この表に示された数値は、次の2点において必ずしも厳密なものではない。第1に、後述するように、この村では再婚が非常に多い。その上、筆者たちはイスラム教の考え方もあって、調査中ほとんど女性に接近することができなかった。それ故、ほとんどの婚姻年齢は、男性の戸主に対する質問によって得られたものであるが、彼らの中には、必ずしも「初婚」年齢を告げていない者がある。第2に、彼らの報告した年齢は必ずしも正確ではない。特に女性の年齢については、上記の点からも信頼度が低い。男性の場合でも、老人の中には、自分の年齢さえ正確に記憶していないものがある。村人は12才になると、すべて、郡役所から出生地や生年月日などを記入した identity card を交付されているが、これに記入されている生年月日が間違っているという者さえかなり存在する。従って、表 4 における初婚年齢は、大体の傾向を示すものでしかない。

を比較して特に目立つことは、女性の初婚年令は14才から18才の間に集中しているのに対し、男性の場合には年令の幅が広いことである。

女性の初婚年令の幅が狭いのは、生理的な問題とも関連していると思われるが、男性の初婚年令の幅が広く、晩婚者も少なくないのは、他の社会・経済的要因が絡んでいるように思われる。ここで想定されることは、妻を娶るさいに男性が女性に支払わねばならない婚資金 (hantaran belanja) の問題である。後述するように、この金額は、マレー人農民の生活水準からすれば、かなり高額であり、これを蓄える必要のために、男性の内には晩婚者も出て来ると考えられる。そこで、果して経済的にめぐまれない男性が晩婚になるかどうかについて分析を試みた結果が、夫の初婚年令と夫妻の農地相続状態に関する表5である。

表5 夫妻の農地相続状態別にみた夫の初婚年齢※

1964. 10.

妻 \ 夫	相 続 な し	未 相 続	相 続
相続なし	15, 16, 17, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 18, 19, 19, 19, 19, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 20, 21, 21, 21, 21, 22, 22, 22, 22, 22, 22, 23, 23, 25, 25, 25, 25, 25, 25, 27, 27, 28, 28, 28, 30, 40, ?, ?, ?	16, 17, 18, 19, 19, 20, 22, 22, 23, 23, 23, 23, 24, 25, 25, 25, 26, 27, 28, 30, 30	19, 20, 20, 21, 25, 25
未相続	16, 18, 18, 19, 20, 20, 20, 21, 21, 21, 21, 22, 22, 23, 25, 35	18, 18, 19, 20, 22, 24, 25, 26, ?	18, 20, 20
相 続	18, 19, 19, 20, 20, 20, 20, 21, 23, 25, 25, 30, ?	18, 20, 20	18, 18, 19, 20, 20, 22, 22, 25, 26, 30, ?, ?, ?

※ 結婚経験者について
 農地相続状態が不明のもの、および自分で農地を買った者を除く
 巡査, 看護婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く

表5においては、親に所有農地がないため農地を全く相続しなかった夫または妻、親から農地の相続をうけた夫または妻、および未だ親の所有農地の相続をうけていない夫または妻をサンプルに選び、それぞれの配偶者との組合せの型別に配列して、夫の初婚年令を検討してみた。表6は表5の摘要を示したものである。これらから、親が農地を所有しないために夫に全然農地がなく、妻が農地を所有している場合、夫の婚姻年令が相対的に高くなることが明らかになる。

しかし、表5によってもわかるように、夫の側の経済状況が悪い場合でも、かなり低い年令で結婚している者も存在する。

もしも高額な婚資金の故に貧困農家の男子の初婚年令が高くなる傾向が存在するのならば、貧困農家には婚期に達しながらも、未婚のまま家に居残る例が少なくないとも考えられるが、筆者たちのこの予想は、調査時においては、全くといってよいほど当らなかった。20才以上の男女未婚者の数および経済状態は、表7に示した通りである。つまり、男子初婚年令の幅の広さについては、結婚資金以外の問題、例えば、人格の完成や教育⁵⁾、適当な配偶者がいないなどという問題もあるためと考えられる⁶⁾。

婚姻年令の組合せは、表8に示すように、男性18~20才、女性15~16才というのが中心的な部分を占め、一般の村人もこれらの年令を理想的な初婚年令と

表6 夫妻の農地相続状態別にみた夫の初婚年齢※ (摘要表)

妻 夫	相 続 な し		相続あり, または 未相続	
	平均初婚年令	22.0歳	平均初婚年令	23.0歳
相続なし	25 歳 以上	26.0%	25 歳 以上	39.3%
	27 歳 以上	14.0%	27 歳 以上	17.9%
相続あり または 未相続	平均初婚年令	21.5歳	平均初婚年令	21.2歳
	25 歳 以上	17.2%	25 歳 以上	17.9%
	27 歳 以上	6.9%	27 歳 以上	3.6%

※ 結婚経験者について (離・死別者を含む)
農地相続状態が不明のもの、および自分で農地を買った者を除く。
巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く

表7 Padang Lalang 村における20歳以上の未婚者

1964. 10.

	世帯 番号	年齢 (歳)	職 業	家の所有 農地 (relong)	耕作規模 (relong)	家族員数 (人)
男	(100)	21	dewasa 教 員	4	9	8
	(214)	21	農 業	5	8	7
	(165)	22	雑 役	1	1	2
	(191)	22	アラビック ・スクール	18	14	7
	(88)	23	大 工	0	0	2
	(101)	23	店 員	0	4	5
	(219)	23	工 員	11	11	6
	(138)	30	農 業	16	9	4
女	(178)	20	無 職	3.5	3.5	6
	(192)	20	農 業	5	5	6
	(200)	21	農 業	5	5	6
	(207)	21	農 業	5	8	4
	(141)	23	農 業	0	6	7
	(152)	25	農 業 労働	0	0	2

(1 relong=2.5反=25 a)

- 5) イスラムの教育を受けるため、他の地方、例えば、クランタン州のイスラム塾 (pondok) に出かけることなど。
- 6) 更に、貧農の息子でも早く結婚できるのは、婚資金の問題は夫と離婚または死別した女性 (janda) との結婚の場合には全く性格が異なって来るといふ事情にもよる。すなわち、janda と結婚する場合には、婚資金が低額で済む。この村では、後述するように、離婚・再婚の事例が多く、貧農男子といえども初婚の娘を求めなければ、婚資金の故に晩婚になるとはいえないのである。しかし、実際には、このような事例はきわめて少ない。

表 8 夫 妻 の 初 婚 年 齢[※]

1964. 10.

妻 夫	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28~	不明	計		
15	1		1																		2	
16		1		1		1																3
17						1	1															2
18		1	1	4	2	7	3	4														22
19		1	1	4	1	1	1	3	1													13
20		1	5	2	7	5	2	5	2	1												30
21		1			2	3	1	1	1		1											10
22		2			1	1	4	1														9
23			1			1	3	3	1													9
24				1				1														2
25		1			2	1	3	1		4		1		1			1					15
26						1		1														2
27					2		1															3
28			1									1	2									4
29																						0
30							1							2	1							4
31~															1					1		2
不明																					2	2
計	1	8	9	13	17	22	20	20	5	5	1	2	2	3	2		1	1	2			134

※ 初婚の夫妻について
 巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く

考えている。⁷⁾

2. 配偶者の選択

婚姻年令が低いということもあるが、イスラム教的な男女隔離の思想の影響もあって、村の日常生活においては、青年男女の間では結婚相手を自由に求める機会はない。若い男女が互いに話し合う機会は、ごく親しい近隣や親族の間でさえも、ほとんど見られない。結婚適令期の男女が語り合うことは、最も恥ず (malu) べき行為の一つと考えられている。中年の既婚婦人でさえ、路上で出会った知人の男性に挨拶もせずに通る。村の内では、ただ、結婚披露の祝宴 (kenduri kahwin) や、マホメット降誕祭の月 (Bulan Maulud)⁸⁾ に行なわれるコー

- 7) 村の有力者であるモスクの導師 (imam) の考えは、一般の村人とは異なり、理想的な婚姻年令を男子25~28才・女子18才としている。つまり、人間として、また社会人として未完成のまま結婚するのはよくないという。
- 8) イスラム暦による月名は、(1) Muharram 30日, (2) Safar 29日, (3) Rabi'-il-awal (Bulan Maulud) 30日, (4) Rabi'-il-akhir 29日, (5) Jamad-il-awal 30日, (6) Jamad-il-akhir 29日, (7) Rejab 30日, (8) Sha'-aban 29日, (9) Ramdzan (Bulan Puasa) 30日, (10) Shawal (Bulan Raya) 29日, (11) Dzu'-l-kaedah 30日, (12) Dzu'-l-hejah 29日。なおイスラム暦の西暦への換算法については、吉田光邦「イスラム暦と年中行事覚書」『東南アジア研究』第1巻第1号 (1963) 参照。

ラン読み大会 (bacha kuran) などの際に、若い男女が互に遠くから見初める程度の機会しか与えられていない。

従って、婚姻適令期に達すると、婚姻相手の選択にのり出すのは、通常、息子の親である⁹⁾。既に息子の見初めた女性があれば、親は、自らまたは第三者を介して娘の両親との折衝をはじめめるが、そのような娘がいない場合には、友人や親族に依頼して、嫁の候補者を探してもらう。

花嫁候補を探すにあたって、問題になるのは、彼女の器量や性格と、その家庭の財産や社会的地位などであって、家柄などは余り問題にされない。日本でみられるような名家とか旧家とかというような考え方はこの村では存在しない。形式的に多少問題になるのは、コーランの読み方を教える私塾 (pondok) で、コーランを一通り読むことができることを披露する儀礼 (kenduri khatam kuran) を済ましているかどうかである¹⁰⁾。

配偶者の選択において、互いに結婚してはならない関係は、①親子、②きょうだい、③おじ・おばとおい・めい、④祖父母と孫、⑤継父母と継子、⑥養父母と養子である¹¹⁾。養子 (anak angkat) と義理のきょうだいとは結婚してもよく、いとこ同志も結婚してもよい。いとこ婚については、平行いとこ (parallel cousin) と交差いとこ (cross cousin) との間の区別はない。いとこ婚の実例は、判明する限りでは、平行いとこ婚3、交差いとこ婚1、計4例あるのみで、これだけの例ではどちらのいとこ婚が多いとも考えられない。村人の間では、いとこ婚がよいとする考えと望ましくないとする考えとが並存している。いとこ婚が望ましいとする理由は、(1) 夫婦が互いに仲よくなり易いから、(2) いとこ婚は親戚同志の関係をより強めるから、(3) 夫婦間に喧嘩がおこっても簡単には離婚しないから、というものであり、いとこ婚を避けようとする理由は、離婚が発生した場合、親同志の仲が悪くなるからというのであって、いずれも自分の経験に立脚して、集団結合に及ぼされる影響を考えており、血の交わりという観点は余り重視されていない。『離婚が発生した場合』を重視するのは、マレー人社会一般にみられる高い離婚傾向を背景としている。

婚姻相手の娘を選ぶ場合、息子の意志は決して無視されない。候補者が見つければ、息子は、自分で、その女性の様子を遠目に見に出かけ (pergi menengok) さえする。娘が親の決定に反対することは町においてはみられるが、この村ではほとんど考えられないといわれている。しかし、このことも、娘の意志が全く無視されていることを意味するのではない。娘の婚姻年令が低いために反対するだけの判断力を持たぬこと、娘は異性に関する話については非常に羞恥心をいさぐことがその主な理由であろうが、両親は娘の意志をできるだけ察知しようと努め

9) 娘の親は受身にならねばならないと考えられている。

10) 男女とも14、5才で行なわれているが、この儀礼をやっていない者も少なくない。その場合には、形だけでも婚礼 (bersanding) の前に儀礼を行なう。

11) A. Ibrahim : *op. cit.*, p. 194.

る。

花嫁候補がほぼ決まれば、息子の父親か他の男の血縁者が、ハンカチに包んだピンロウジを入れる容器 (bekas sireh) を携えて娘の家を訪れる。この容器は、先方に嫁さがしのために訪問したことを間接的に知らせる印である。挨拶のしかたも定まっておき、『私がここへ来た目的は、あなたの庭の花を摘むためです』。 “Saya datang kasini kerana hendak (berhajat) memetek (sunting) sa-kuntum bunga dari taman tuan.” という。直接的な表現を用いることは、大変失礼であると考えられている。何故なら、先方が拒否する場合にも、『お許し願いたい。私の庭の花はまだ咲いていませんので』。 “Oh, saya minta ampun kerana bunga di-taman saya belum lagi kembang.” というように間接的な表現が用いられ、相互に言葉の上で直接的な衝突が避けられるからである。このような言葉づかいの作法は、両者が他人である場合には、必ず守らねばならないという。

婚姻の話を持ち込まれた娘の家族では、一応、自分の親族と相談して、娘を嫁にやるかどうかを決定するが、これが決まると次におこるのが、婚資金 (hantaran belanja) の問題である。すなわち、相手の女性、『花』の値をきめる日 (hari meminang) が来る。これは、息子の父または第三者と娘の父親の間で決められ、娘の父親の意見が、その額を決める鍵となる。¹²⁾

婚資金の額がきまれば、正式の婚約の日 (hari bertunang) が定められ、婚資金納入 (hantaran belanja) は、この日に行なわれる。婚約の日は、それぞれの家の事情により、一定していないが、普通は、イスラム法による婚姻契約 (akad nikah) の儀礼の前に行なわれる。¹³⁾

婚資金 (hantaran belenja) や他の品々 (pemberian) を娘の家に持参するのは、息子の両親はよくないとされ、花婿になる本人と近い男の親族や友人が、娘の家に持参する。また金持の場合には、村の有力者もこれに参加する。そこで同時に、イスラム法による結婚契約 (akad nikah) と登記の儀礼を行なう場合もある。この日には小さな共食儀礼 (kenduri) が行なわれ、マレー人の慣習 (adat) による婚礼 (bersanding) の日が定められる。

3. 婚資金 (hantaran belanja, mas-kahwin, pemberian)

村人は、普通、婚資金とそれと共に贈られる品物すべてのことを mas-kahwin とか、hantaran belenja とか呼んでいる。しかし、その内容は必ずしも一つのものではない。一般に、hantaran belanja とか mas-kahwin とよばれているものには、次の三つが含まれる。① hantaran

12) この額については、次項において述べる。

13) このような日には吉日 (hari elok) が選ばれる。しかし、吉日の選び方について、詳しく知っている村人はほとんどいない。村人の間では、金曜日の礼拝日の前夜 (malam juma'at) がよいとする説や月の明かるい夜がよいとする説、地 (tanah)、水 (ayer)、火 (api)、風 (angin) と繰返される日のうち、地または水にあたる日がよいとする説などがある。また Bulan Maulud (マホメット降誕祭の月) がよいとされる。吉日の定め方があるということを知っている、一般村人は、それに余りこだわらなくなって来ているようである。

14) マラヤでは主にスンニー派 (Sunnī) のシャーフイー学派 (Shāfi'i) の法である。

belanja, ② mas-kahwin, ③ pemberian である。hantaran belanja は、花婿側が自分の意志によって花嫁側に贈る現金を意味し、mas-kahwin は、イスラム法による結婚契約 (akad nikah) の儀礼において、花婿が花嫁に支払う結婚契約金、pemberian は、花婿が花嫁に贈る品物であるといわれ、これらの額や量は、akad nikah の時に、公式に記録されねばならない。

この3者の内、mas-kahwin は、現在では、イスラム法によって、花婿から花嫁に与えられる結婚契約金 (mahr) を意味して、法的に義務づけられているが、本来は、hantaran belanja の一部であったようである。そして、地域によって、この義務金額は異なっているようであるが、ケダー州では、M\$ 24¹⁵⁾ と定まっている。しかも、受取り手は、あくまでも花嫁であり、花嫁の親ではない。

hantaran belanja の金額は、当該者の社会的地位、経済的事情、花嫁側の要求額などによって異なってくる。われわれが見出した最低額は、M\$ 320 で、通常、M\$ 500 から、M\$ 1,000 といわれている。これは、初婚の娘 (anak dara) の場合であり、再婚女性 (janda) の場合には、M\$ 180 から M\$ 300 位である。後者の場合、男性が自分で相手を見付けて結婚する時には、hantaran belanja を贈らず、mas-kahwin の M\$ 24 のみで済ますこともある。

pemberian の内容も、事情に応じて異なる。花婿側から、hantaran belanja を入れた細工皿 (bekas duit), sireh (きんまの葉) 入れ (bekas sireh), 上等の菓子数皿、果物、白砂糖など、金持の場合には13~15皿、貧しい者は7~9皿、そのほか、靴、指輪 (chinchin sa-bentok), サロンの布地や上着 (baju) などが花嫁に送られる。上記の食物の場合、花嫁側は、花婿側に、その半分程度をお返ししなければならないという。

hantaran belanja と pemberian は、婚約の日 (hari bertunang) に全部、花嫁側に手渡すのが理想的とされている。hantaran belanja が、花嫁側の結婚のための準備金に用いられるからである。しかし、分割払いや延払い (tangguh) も可能であり、一部のみ支払って、akad nikah の儀礼の時には金額を記入し、残りは離婚の時などに支払うことも可能である。これは、再婚女性 (janda) の場合に行なわれることが多いという。hantaran belanja などの金額や量を akad nikah の時に公式に記録するのは、離婚の場合の財の処分などに関連するからのようである。

4. 婚姻契約式 (akad nikah) と婚礼 (bersanding)

マレー人には、結婚に際して行なわねばならない2種の儀礼がある。一つはイスラム法上必要とされる婚姻契約式 (akad nikah) で、他の一つは、マレー人の慣習 (adat) によって行なわれる婚礼 (bersanding) である。

マラヤでは、イスラム教徒の婚姻届は、イスラム法廷 (mahkamah syariah) に出され、非

15) M\$ 1.00 = 118円。

イスラム教徒の婚姻届は、一般法廷に出される。イスラム教徒の婚姻届は、ケダー州のイスラム法によれば、イスラム法廷の判事 (kathi または kadzi) が司式する akad nikah においてなされることになっている。ケダー州では、1郡 (daerah) に1人の kathi しかいないので、akad nikah の司式は、kathi の権能を村のモスクの導師 (imam) が代行する。婚姻が法律的に認められる日付けは、この akad nikah の日付けである。しかし、われわれが一般に理解している婚礼は、この婚姻契約式 (akad nikah) ではない。akad nikah は、しばしば、マレー人の慣習でいう婚約の日 (hari bertunang) の夜に行なわれるが、その後、一般に1週間からときには数カ月も遅れて婚礼 (bersanding)¹⁶⁾ が行なわれ、この間は、花婿・花嫁にとっては、実際には婚約期間のようなものとなっている。この期間中に、花婿の両親は近づきのために粉ミルク、果物などの贈り物をもって、花嫁の家を訪問する。この慣習は、jurus sireh とよばれている。

akad nikah の儀式は普通、花嫁側の家で、花嫁の村のモスクの導師 (imam) の司式のもとに行なわれる。この式に出席しなければならない者は定まっておき、imam、立会人 (saksi)¹⁷⁾ 2名、花婿、および花嫁の後見人 (wali) である。このほか、双方の近親者が出席するが、花嫁自身はこの式には出席しない。従って、法的にも実際的にも、花嫁の wali の役割は重要である。wali になる資格は、イスラム法において定められており、まず花嫁の父、ついで祖父、曾祖父、兄弟や異母兄弟、兄弟の息子、父の兄弟、父の異母兄弟などである。¹⁸⁾

akad nikah の式は比較的簡単である。まず司式役の imam が、イスラム法の婚姻の規定に関する部分をマレー語で読みあげ、書類に花婿と花嫁の名、双方の両親の名、identity card の番号、住所、年令などを記入し、wali と立会人の名も記入して、花婿と立会人に署名させる。そして imam は、側にいる花婿の右手をとり、結婚を認める旨を伝え、花婿は相手の花嫁と結婚する旨を誓う。imam は花嫁の wali に、この誓いを認めるかどうかを確認し、最後はイスラムの祈り (doa selamat) で式が閉じられる。

akad nikah が形式的な婚姻認証の儀礼であるとするなら、bersanding は、盛大な祝宴 (kenduri kahwin) を伴う婚礼である。bersanding は花嫁の家で行なわれ、次いで花婿の家でも行なわれる。しかし、bersanding にはかなりの費用がかかるので、花嫁の家でしか行なわれない場合もあり、これは sambut masak (熟した儀礼) と呼ばれる。これに対して、双方の家で行なわれる場合には、sambut mentah (未熟の儀礼) と呼ばれる。再婚の男性は、bersanding を行なわず、再婚女性 (janda) の場合には、花嫁側における bersanding をも略する

16) 相当盛大な祝宴 (kenduri) が婚礼のときに行なわれるが、婚礼が akad nikah の日からかなり遅れるのは、一般的に言って、この稲作地域では、それが稲の収穫後の農閑期に行なわれるためである。しかし、このような事情がなければ、akad nikah と bersanding の間の期間は長くはない。

17) 通常、花嫁側の村のモスクの役員 orang sapuloh になる。

18) A. Ibrahim : *op. cit.*, p. 179.

場合もある。しかし、このような場合でも、披露の意味において、祝宴 (kenduri kahwin) は、双方において行なわれるのが通例である。

花嫁の家では、bersanding の日の1週間程前になると、父親が、村長 (ketua kampung), imam などのモスクの役員 (orang sapuloh), 村の他の長老 (orang tua-tua) などを招き、bersanding の日の祝宴について相談する。祝宴に関する一切の仕事の指図をするのは、村人がこのようなときに使用するために共同で購入した皿や茶わんの使用権を持つ組合 (sharikat pinggan mangkok)¹⁹⁾ の長 (ketua) である。

bersanding の祝宴のための準備は、前日から進められ、その夜、祝宴のための水牛が殺される。そして、当日は早朝から料理にとりかかる。主な力仕事は男性が行ない、料理は近隣 (jilan) や親戚の女性が手伝う。祝宴に招待されるのは男性だけであり、村の有力者や、近隣、親戚の者であるが、彼らは、贈り物 (hadiah) をもってやって来る。贈り物は家によって異なるが、普通、近隣者が持参するのは菓子 (kueh) であり、特に親しい者や親戚や村の有力者などが、サロン用の布 (kain), マレー風のシガー、コンデンスミルク、椰子油の缶詰、石鹼、パイナップルなどを贈る。現金の場合は、M\$ 1.00 程度である。贈り主と品名はすべて記録され、贈り主の祝いごとの時にお返しできるよう参考のために当該家の親によって保存される。

集まった者は、社会的地位の高い者ほど、家の奥に入り、他は入口のところに臨時に作られた広い縁 (balai) に座る。家の中は、カーテンによって二つに仕切られ、カーテンの裏側には、花嫁や親族の女性が集まり、bersanding のための飾りや用具は、カーテンの表側の部分におかれる。集まって来たものは、イスラム教の祈り (doa selamat) の後、食事 (kenduri) にあずかる。bersanding の儀礼は、普通、夜になってから行なわれる。

室内には、王座に似せて飾りたてた座席 (pelamin) が用意してあり、サルタンとサルタン妃のような服装をした花婿と花嫁が、花婿は向って左側、花嫁は向って右側に座るだけであるが、これが婚礼の中核となっている bersanding とよばれる儀礼である。この儀礼でも人々はお祈り (doa selamat) をするが、この間、席についている花婿と花嫁とは、両手を掌を下に向けてひざの上に置き、お祈りが終ると掌を上にかえず。この儀礼の後に、客は帰宅する。

花嫁の家での bersanding の後に、花婿は自分の家に帰り、次の日あるいは数日の内に、花婿の家で再び bersanding を行なう場合がある。これが sambut mentah とよばれる bersanding の形式である。この婚礼は、花嫁の家で行なわれたものと同様か、ときには、それ以上に盛大である。

この場合には、婚礼がはじめられるとき、花婿の家から花嫁の家へ迎えの一行がさしむけら

19) パダンララン村には、このような組合が三つある。これらの組合については、村の構造を理解する上に重要であると思われるので、次の機会に詳述する。

れる。一行は、花婿自身と tukang jantan (花婿のメーキャップをする男)、数名の老人、数名の友人などから構成される。一行は、花嫁の家で馳走にあずかり、その後、花嫁と花婿は、花嫁の親族に会う。このとき花嫁の親族は、花婿に祝いの金を贈るが、この金額は花婿の付添いによって記録される。これが済むと、一行は、花婿と花嫁の付添若干名を伴って、花婿の家に戻る。花婿の家では、再度の bersanding と祝宴が行なわれるが、この夜、花嫁は、3人の付添い、すなわち、tukang perempuan (花嫁のメーキャップをする人)、老人、友人と共に、花婿の家に留まらねばならない。

翌朝、花嫁は、花婿と双方の親族によって彼女の家に送り届けられ、花婿は花嫁の家に2晩泊る。この後、花婿と花嫁は、花婿の家で2晩、更に花嫁の家で3晩、花婿の家で3晩、そして最終的に、それぞれの家で7晩ずつ泊る。この往復の間に、新郎新婦は、双方の親戚の者総てに紹介される。²⁰⁾

花嫁の家でのみ bersanding を行なう sambut masak の形式では、花婿は bersanding の夜を含めて3晩、花嫁の家に通わねばならない。4日目に花婿は、数人の者と一緒に来て、花嫁を自分の家に連れて帰る。花嫁の家では、村の有力者や近隣の者、親族などを招待して、比較的小さい祝宴 (kenduri kahwin) のみを行なう。その後、新郎新婦は、sambut mentah の場合と同様に、双方の家を往復する。

新夫婦の床入りの時間は、双方の父親が相談して決める。sambut mentah の場合には、花婿の家での bersanding が終るまで、床入りを行なってはならない。

以上が、パダンラン村の婚礼に関する儀礼の大要である。昔は、このほかにもいろいろな儀礼や慣習が行なわれていたようであるが、現在では、上記の bersanding と祝宴以外には、何も行なわれない。

5. 婚姻の費用とその調達

村人が婚姻に際して必要とする費用は、稲作のみに主力を注ぐこの地域の農民の経済を考慮に入れると、かなり負担の重いものである。事実、子供の結婚のために多額の借金をして、農地を失なうという例も少なくない。従って、マレーシアの各地では、イスラム教が本質的に要求する形式によって婚礼を行なえば、出費も少なく済むという理由のもとに、婚礼の簡素化が、政府の宗教関係者によって力説されている。しかし、このような見解は、村の中ではほとんど問題にされていない。そこで、すでに述べて来たような婚姻には、どの程度の費用が²¹⁾入用なのかを考察してみよう。

まず、花婿側において、最も重要な出費と考えられるのは、花嫁側に贈る hantaran belanja で、既述のように、M\$ 300 から M\$ 1,000 の現金が必要である。hantaran belanja に伴う

20) この儀礼的な往復は sambut-menyambut と呼ばれ、事情により、適当に変形される。

21) ここでは初婚の場合のみを考えることにする。

いろいろな贈り物 (pemberian) の中, 指輪は必ず贈られるが, 最低 M\$ 12 から最高 M\$ 60 位のもが用いられる。pemberian には, そのほか, 花嫁の靴や衣服のための布地などがあるが, これらの価格は事情によって異なる。mas-kahwin は, 先述のごとく, M\$ 24 と定められている。

akad nikah においては, imam に対して M\$ 12, 2 人の立会人 (saksi) には M\$ 3 ずつ, 政府に対しては M\$ 2, 計 M\$ 20 が必要とされるが, この費用は, 花婿・花嫁側が, それぞれ M\$ 10 ずつ分担する。

花婿の父親が花嫁側に婚約期間中に贈る品物 (jurus sireh) の費用は, M\$ 10 から M\$ 40 程度である。

婚礼 (bersanding) の際の花婿側の費用としては, 花婿の衣装と, 祝宴 (kenduri kahwin) のための費用が主な問題となるが, これは, bersanding を花嫁の家だけで行なうか (sambut masak), 花婿の家でも行なうか (sambut mentah) でかなり異なってくる。花婿の婚礼衣装は, 1 着 M\$ 30 程度であるが, sambut mentah の場合には, 衣装をかえて行なうことが多いので, 2 着を必要とする。衣装のほかの装飾品をも加えると, sambut mentah に必要とされる衣装および付属品の総額は, M\$ 90 から M\$ 150 になる。若干の者は貸衣装を用いる。マレー式の場合には, アロールスターの近くのアナブキト (Anak Bukit) やクアラケダー (Kuala Kedah) のマレー人の店から, 西洋式の場合には, アロールスターの中国人から借りるが, マレー式衣装の借料は, 1 着分 M\$ 10 程度である。

祝宴の費用もまた, sambut masak と sambut mentah の場合でかなり異なって来る。sambut masak の場合には, カレー料理のための薬味類, パイナップルなどの果物, さわら (ikan tenggiri)²²⁾, 南洋特産のさばまたはあじに似た魚 (ikan temenong, または ikan kembong), 水牛または牛の肉, 鶏, 砂糖, コーヒーなどの購入費として, M\$ 100~M\$ 200 程度, 米は 10 gantang から 20 gantang²³⁾ 程度である。sambut mentah の場合には, 水牛 1 頭²⁴⁾, その他の食料品のために, M\$ 100~600, 米の消費量は 25~70 gantang である。しかし, 祝宴のための費用は, その規模によって相当異なるので, はっきりしたことはいえない。

以上は花婿側の諸経費であるが, 共通の経費を除いた花嫁側の主な必要経費は, 婚礼の祝宴の費用と, 婚礼衣装, 装身具, さらに, 通常花嫁側が購入する新夫妻用のベッドの費用などである。

祝宴の費用は, 花婿側の sambut mentah の場合にほぼ匹敵する。花嫁側では, この外に, akad nikah のときに行なわれる比較的小さい共食の宴 (kenduri) の費用も必要である。

花嫁衣装は, 1 着あたり, M\$ 15~40 位であるが, 花婿と同様, sambut mentah の場合に

22) これは上等な魚と考えられている。

23) 購入する場合, 1 gantang あたり M\$ 1.50~M\$ 1.70。1 gantang=1 英ガロン=4.55 リットル

24) 通常, 自分の家で飼育したものをを用いるが, 購入するとすれば, M\$ 100~400 程度。

は、2着分を必要とする。このほか、装身具として、宝石のついた冠、またはスチール製の冠をかぶるが、安いものでM\$11くらいからある。花嫁は同時に、金の首飾り、耳飾り、腕輪などを帯びるが、この額は、貧乏な者ではきわめて少なくなり、金持ではきわめて多くなる。これらの装身具は、婚礼のために買うばかりでなく、花嫁の財産として両親が平素買い与えたものも含まれるので、婚姻に際して、どれだけ買わねばならないという性格のものではない。

新夫婦のためのベッドは、最も高価なもので、M\$ 1,200もするが、通常 M\$ 50~300 程度である。ベッドの価格が非常に高いのは、ベッドとマットのみならず、付随している蚊帳や装飾品のためである。

結局、花嫁の場合には、装身具などを考慮に入れると、婚姻費用はきわめて老大になることがあるが、これらは結婚のために不可欠のものではなく、花嫁にとってどうしても必要なものは、祝宴の費用と衣装代である。

花婿側と花嫁側で必要な経費を、まとめて表示すると、表9のようになる。この表の金額は、

表9 初婚の場合の婚姻費用

1964. 10.

	花 婿		花 嫁	
	最低	最高	最低	最高
	M\$	M\$	M\$	M\$
Hantaran belanja	300	1,000		
指 輪	12	60		
その他贈り物 ¹⁾	?	?		
Mas-kahwin	24	24		
婚姻登記料	10	10	10	10
Akad nikah の kenduri			30	60
Jurus sireh	10	40		
婚礼衣裳	30	60	15	80
装身具			?	? ²⁾
婚礼の祝宴費 { 米 ³⁾ 食料品 ⁴⁾	15	90	30	80
夫婦用ベッド	100	600	100	600
			50	300
計	501	1,884	235	1,130

- 1) 靴、服地、菓子など。
- 2) 首飾り、腕輪など装身具の費用は、最高・最低の差がきわめて大きい。また、これらは日帯買い貯められる場合もある。
- 3) ここでは貨幣価値に換算したが、金持の場合は通常保有米を用いる。
- 4) 最高の場合、これに牛1頭が加えられる。

表10 類型別農家の農業収入

1964. 10.

	グループ設定の基準耕作面積 (relong)	サンプル数	農業収入 (含地代) 収入
			M\$
耕作地主 (自作+貸出+小作)	20	2	5,155
耕作地主 (自作+貸出)	9~11	3	2,170
自作	7~10	9	1,438
小作 (大規模専業)	8~10	8	1,327
自作 (小規模専業)	1~6	13	702
自作 (小規模兼業)	1~6	7	590
小作 (小規模専業)	1~5	29	427
小作 (小規模兼業)	1~5	11	299

村人の述べた費用の最低と最高の場合を、花婿と花嫁について、概算した結果である。すなわち、花婿の側では、M\$ 500~2,000 を必要とし、花嫁の側では、M\$ 235~1,000 以上を必要とする。

このような金額は、村の農家収入と比較した場合、非常に大きなものである。(表 10 参照) この村では、年間農業収入 M\$ 1,000 以下の農家は、全農家数 (135 戸) のなかばを占めており、この外にも、全然農地を所有しない不安定所得者 (農業労働者、雑役、魚行商) が、全戸数の 16.5% (34 戸) も存在する。従って、婚姻のための資金の調達は、村人にとって大変な問題となる。

hantaran belanja の延べ払い (tanggoh) は、初婚の場合には、既述のように、余り行なわれないので、一般に、花嫁側よりも花婿側の費用がずっと多い。さらに、花嫁側は、贈られた婚資金を、そのまま婚礼の費用にあてる場合が多い。従って、特に婚姻資金の調達の面で問題になるのは、花婿側である。息子を結婚させようとする両親は、相当裕福な者でない限り、かなりの期間、そのための貯蓄をする必要がある。長いもので、6 年間もかかって金をためている例がある²⁵⁾。しかし、金が急に必要な場合、あるいは不足している場合には、収穫に籾米 (padi) で返済する padi timor (または padi kuncha) とよばれる形式で中国人から借金をすることがよくある²⁶⁾。婚姻が収穫期に行なわれて、現金がある場合には、当座は借金をしなくても済むが、保有米が早くなくなって、結局借金をしなければならないという事態が生ずることもある。借金は、主に花婿側で行なわれるが、ときには花嫁側で行なわれる場合もある²⁷⁾。

このような支出に対して、婚礼の際、村人や親戚から贈られるのは、既述のように、大体消耗品であり、現金は M\$ 10~80 程度で、ほとんど結婚費用の補足とはならない。

6. 婚姻後の居住地

婚礼とそれに続く双方の家の儀礼的往復の後、問題になるのは夫婦の居住地である。第 1 子の出産の世話は、一般に、妻の両親が行なうことが多いので、出産に関しては妻方への依存度が高いが、新婚夫婦はしばらくの間は双方の家に交互に住み、その後、核家族として独立した世帯を持つか、拡大家族の一部として、いずれかの親と共住することになる。どちらの側に住むかは、通常、結婚前に双方の親族が相談して決めるが、双系制というこの村の親族組織の基本原則からしても、また均分という家産相続の土着の様式からしても、本質的にどちらの家

25) 8 relong (約 2 ha) の農地を耕作している小作農の場合で、mas-kahwin+hantaran belanja は M\$ 464、現金支出の合計は M\$ 706 である。

26) padi timor などの詳細については、口羽・坪内・前田「マラヤ北西部の稲作農村——農地所有の零細化について」『東南アジア研究』第 3 巻第 1 号 (1965 年 6 月) 46~48 頁参照。

27) 例えば、11.5 relong の農地を耕作している農家で、娘の婚姻のため、花婿側から mas-kahwin+hantaran belanja を M\$ 524 受取り、自分では約 M\$ 900 を支出して、中国人から現金 M\$ 150 を借用、翌年、籾米で 2 kuncha (M\$ 180 に相当) を返済している例がある。この場合、祝宴のために水牛 1 頭を M\$ 245 で買ったことが大きくひびいている。

族と共住しなければならないという社会的な規制はない。そこで、新夫婦の居住地は、実際にどうなっているか、またどのような要因に規定されているかについて、次に考察してみよう。

現存の世帯主夫妻について、彼らの婚姻後の居住地を調べてみると、表11のようになり、夫方居住の場合が、妻方居住の場合よりもかなり多い。また、夫方でも妻方でもない neolocal の場合も少なくない。

表11の諸ケースのうち、村内婚以外の場合には資料が不足しているので、村内婚についてのみ、夫妻の経済力を分析してみると、表12から表14のようになる。

表 11 婚姻後の居住地※ 1964. 10.

	村 内 婚		村 内 婚 以 外	
	夫が40代以下 実数 (%)	夫が50代以上 実数 (%)	夫が40代以下 実数 (%)	夫が50代以上 実数 (%)
Patrilocal	13 (43.4)	12 (100.0)	36 (52.2)	15 (34.0)
Matrilocal	10 (33.3)	0 (0.0)	13 (18.8)	9 (20.5)
Neolocal	夫妻共村内	0 (0.0)	—	—
	夫村内妻村外	—	—	8 (11.6)
	夫村外妻村内	—	—	4 (5.8)
	夫妻共村外	—	—	8 (11.6)
計	30 (100.0)	12 (100.0)	69 (100.0)	44 (100.0)

※ 戸主夫妻の現婚姻について
 巡査、助産婦、ホスピタル・アシスタント、官吏を除く。また不明4を除く。

表 12 村内婚・Matrilocal の場合における夫妻の経済力 1964. 10.

	夫 妻				ケース数	備 考
	屋敷地	農 地	屋敷地	農 地		
妻方の 経済力が 強い場合	×	×	相	B.S.	1	妻相>夫B.S.
	未	未・B.S.	相	相	1	
	×	×	依	依	2	
	×	×	依	未	2	
	未	未	依	依	2	
ほぼ等し い場合	未	未	依	未	1	2
	未	依	依	依	1	
	計				10	

相…相続あり 未…未相続 B.S.…自分で買得 依…親などに依存 ×…土地なし

表13 村内婚・Patrilocal の場合における夫妻の経済力
1964. 10.

	夫		妻		ケース数	備考
	屋敷地	農地	屋敷地	農地		
夫方の経済力が妻方よりも強い場合	相	相	×	×	5	17 夫 B.S. > 妻相 妻相続小
	相	相	×	相	3	
	相	相	相	×	1	
	相	相	未	未	1	
	B.S.	B.S.	未	未	1	
	依	B.S.	×	相	1	
	依	依	×	相	1	
	依有	未	×	×	3	
経済力ほぼ等しい場合	相	B.S.	×	B.S.	1	5
	依	未	未	依	1	
	×	×	×	×	3	
妻が合方強い場合	相	相	未	依	1	3 夫相続小, 妻方より 借地 妻方農地所有 > 夫方 農地所有
	依	未	未	未	1	
	×	×	未	未	1	
計					25	

相…相続あり 未…未相続 B.S.…自分で買得 依…親などに依存
有…相続によるものか, B.S.によるものか不明であるが土地あり
×…土地なし

表14 村内婚・Neolocal の場合における夫妻の経済力
1964. 10.

	夫		妻		ケース数
	屋敷地	農地	屋敷地	農地	
夫方の経済力大	依	依	未	未	1
ほぼ等しい場合	×	×	×	×	2
	×	×	未	未	1
	×	×	share	依	1
	×	依	×	×	1
妻方の経済力大	未	未	依	依	1
計					7

未…未相続 依…親などに依存 share…兄弟などと共有
×…土地なし

は夫方よりやや良いが, 妻の弟妹が未だ若いせいも加わって, 妻の父の農地 3 relong を小作している。

妻方居住の場合には, 妻方の経済力が夫方よりも強い場合が大部分 (10ケース中 8) を占め, ほぼ等しい場合が 2 ケース存在する。若干の例を挙げてみよう。

例 1 (妻方の経済力が夫方よりも強い場合)

世帯番号 227, 戸主の年令 35才のケースでは, 夫の両親には所有地がなく, 従って, 彼は農地の相続を全然受けていない。これに対して, 妻の祖母は 40 relong (約 10 ha) の農地を所有しており, 妻はその中 5 relong (約 1.25 ha) の相続を受け, 2 relong の屋敷地を自分で購入している。

例 2 (妻方の経済力が夫方よりもやや強い場合)

世帯番号 129, 戸主の年令 35才のケースで, 夫の父は農地 5 relong と屋敷地 2 relong を所有しているが, 夫は未だ相続をうけておらず, きょうだいは 6 人である。妻の父は農地 8 relong と屋敷地 0.5 relong を所有している。妻もまた未だ相続をうけておらず, 7 人きょうだいである。

以上のように, 妻方の経済力

夫婦は妻の父の屋敷内に住み,

例3（双方の経済力がほぼ等しい場合）

世帯番号171, 戸主の年令30才のケースでは, 夫の母の父名義の農地が5 relong あるが, 夫は何の相続も未だうけておらず, 弟妹3人は, 未だ両親と共住している。妻の両親は土地を全然所有していないが, 村外に住む大地主から, 農地8 relong と屋敷地3/4 relong を借りている。妻のきょうだいは3人で, 弟は既に結婚して隣村に住み, 妹は両親と共住している。夫婦は妻の父の屋敷地内に居住し, 妻の父が小作している農地のうち, 1.5 relong を又借り (sewa atas sewa) しており, また夫の父からも農地2 relong を借りている。夫の父は屋敷地1 relong を他人から借りているが, 屋敷地内には, 既に夫の兄が別の家屋を建てて住んでいるので, このケースでは, 屋敷地のために妻方居住になったものと思われる。

妻方居住に対して, 夫方居住の場合には, 夫方の経済力がより強い場合が約7割(25ケース中17ケース), 経済力がほぼ等しい場合が2割(5ケース)を占める。妻方居住の場合と異なる点は, 妻方の経済力が強い場合が3ケースみられることであるが, この場合でも, 1例を除けば, 経済力の差はそれほど大きくない。それぞれの事例を若干挙げると, 次のようになる。

例1（夫方の経済力がより強い場合）

世帯番号219, 戸主の年令75才では, 夫が農地11 relong と屋敷地2 relong を親から相続しており, 妻は親に所有地がなかったため, 何も相続していない。

例2（夫の経済力の方がやや強い場合）

上記とほぼ似たケースであるが, 世帯番号199, 戸主年令55才では, 夫の両親に20 relong の所有地があったが, 夫はそのうち農地8 relong, 屋敷地2 relong を相続した。妻は, 親が13 relong の土地を持っていて, そのうち農地4 relong を相続している。ただし, この場合, 夫は屋敷地を姉妹と共同所有している。

例3（双方の経済力がほぼ等しい場合）

世帯番号223, 戸主の年令29才のケースでは, 夫妻とも, 両親が無産であるため, 土地の相続をうけておらず, 全然土地を所有していない。農地1 relong と屋敷地1.5 relong を, 他村に居住している夫の父のきょうだい(おじ)から借りている。

例4（妻方の経済力がより強い場合）

世帯番号167, 戸主の年令62才のケースでは, 夫妻とも再婚で, 夫は父に属していた農地および屋敷地各1 relong を妹と共有し, 妻の両親は農地を29 relong 所有しているが, 妻は未だ相続をうけていない。夫妻は, 夫方の屋敷地に住み, 夫が妹と共有している農地1 relong を耕作し, 妻の父から6 relong を小作している。この事例では, 妻方の経済力がはるかに強いが, 夫方に宅地もあり, 妻方はすぐ近くなので, 夫妻は夫方に住んでいる。

Neolocal においては, 夫側および妻側の経済力がほぼ等しい場合が7ケース中5ケースを占めるが, これらの場合, 夫妻ともに所有財産は零に近い。残る2ケースは, 親の経済力がかな

り強く、新夫婦を親が所有する別の屋敷地に居住せしめたものである。これらの場合についても、2例のみ挙げよう。

例1 (双方の経済力がほぼ等しい場合)

世帯番号89, 戸主の年令35才のケースでは、夫妻とも両親に所有地がなく、屋敷地は他人に無料で借り (tumpang), 職業もきわめて不安定な収入しかない無産農業労働者である。

例2 (親が金持の場合)

世帯番号68, 戸主の年令26才のケースでは、夫の父は、村のモスクの導師 (imam) で、村の最も有力な人物であり、妻の祖父は村で最も古い商店を経営して、農地も 23 relong 所有している。夫は、小学校の教員をしているが、夫妻は妻の祖父が所有する屋敷地を使用し、妻の父から 2 relong の農地を借りている。

以上によって、村内婚の場合、婚姻後の居住地の決定については、農地あるいは屋敷地の所有が基本的に重要であることが明らかになった。²⁸⁾ 村内婚以外についても、おそらくほぼ同様の事情があてはまると推測できよう。

イスラム法と慣習法との並存により、パダンラン村においては、相続が男子にやや有利であることは既に別の論文で明らかにしたが、²⁹⁾ 居住地の選択において夫方居住が多くなるのは、このような相続量の差がもたらす一つの結果と考えられる。また妻方の経済力が強い場合でさえも、ときには夫方居住が現われ、この逆の現象はみられないということは、この村において、本来双系的な社会原理が存在していても、イスラム教の影響もあって、理念的にも、夫方重視の傾向がやや強くなっているためとも考えられる。³⁰⁾

7. 通 婚 圏

婚姻後の居住地は、本質的には、夫方妻方のどちらでもよく、傾向としては、夫方居住がやや強いことは既に述べたが、この傾向は通婚の範囲においても認められる。表15は、世帯主夫妻 (含離・死別者) について、夫妻の出身地を示したものであるが、これをまとめると、村内婚52ケース (28.3%)、夫村内妻村外 72ケース、夫村外妻村内 38ケース、夫妻共村外22ケースとなる。

村内婚が比較的少なく、夫または妻が村外の場合が多い。夫妻とも村外という場合も少なく

28) 居住地の決定には、このほかに両親が老令のために労働力を必要とする方へ行って親と共住するとか、老いた親の世話をしなければならない方へいくとかの理由が考えられるが、これらの場合も、結局は農地と屋敷地の問題であるとみなされる。

29) パダンラン村では、相続はイスラム法あるいは慣習法 (hukum adat) によって行なわれるが、両者はほぼ同様の割合で採択され、慣習法の均分相続に対して、イスラム法では男子が女子に対して優遇される。詳細は、口羽・坪内・前田「前掲論文」48～51頁参照。

30) イスラム教の影響については、社会階層の違いによって多少異なる傾向もみうけられるので、他の機会に更に詳しく分析することにした。なお、この村における親族組織の双系制についても、他の機会に詳述する。

ないことが分る。いずれかが村外の場合には、mukim 内の近接村 (Kubang Bongor, Kubang Jawi など) や、mukim 外でも水路でつながっている地域 (Kubang Rotan, Sungai Korok, Kuala Kedah など) との間に通婚が多い。³¹⁾ 州の首府であるアロールスターとの通婚は1件しかなく、都市やケダー州南部のゴム園地域との通婚はほとんど見られない。

マラヤの村 (kampong) は、元来水路沿いに細長く形成され、自然環境の上から明確な境界がないのが特徴である。しかも、社会的にも村の境が強く意識されておらず、『村入り』というような制度化された儀礼は存在しない。従っ

て、村と村の間の移動はかなり自由である。経済的にも、主な財産は農地と屋敷地であって、熱帯特有の杣上家屋は比較的簡単に建築し得る。相続の方法も、イスラム法や慣習法によって個人の分け前はほぼ決っており、たとえ村外に移動しても、損失が大きくなるということもない。

従って、村外婚が以前から多くあっても不思議ではない。表16において、50代以上の世帯主夫妻の傾向をみても、村外婚の割合は大きく、外来世帯の割合も少なくない。40代以下においては、夫妻共村外の割合が減少しているが、これは、村内の農地に余裕がなくなり、外来者の定着が困難になって来たためと考えられる。

無産者の場合には、農地所有者あるいは小作者に比して、村内婚、および村外で結婚してから来村し、一時的に居住している者の割合が高い。村外から嫁または婿をよび入れる誘因とな

表15 世帯主夫妻の出身地

1964. 10.

夫 \ 妻	妻					計
	P.L.	区内	郡内	州内	その他	
P. L.	52	13	43	11	5	124
Mukim 内	15	4	3	0	0	22
Kota Star 郡内	16	2	3	2	0	23
Kedah 州内	4	1	1	4	0	10
その他	3	0	1	0	1	5
計	90	20	51	17	6	184

不明11を除く

表16 年齢層別、および農地所有状況別にみた通婚

1964. 10.

	夫の年齢層 ¹⁾		農地所有状況 ²⁾		
	40代以下	50代以上	所有	小作	農業労働その他無産
夫妻共村内	31 (30.1%)	21 (26.9%)	19 (26.0%)	18 (26.5%)	15 (35.7%)
夫村内妻村外	46 (44.7)	24 (30.8)	28 (38.4)	32 (47.0)	10 (23.8)
夫村外妻村内	19 (18.4)	19 (24.4)	17 (23.3)	13 (19.1)	7 (16.7)
夫妻共村外	7 (6.8)	14 (17.9)	9 (12.3)	5 (7.4)	10 (23.8)
計	103 (100.0)	78 (100.0)	73 (100.0)	68 (100.0)	42 (100.0)

1) 前表 184 ケースの中、夫の年齢不明 3 を除く

2) 前表 184 ケースの中、商店経営 1 を除く

31) 最近では、Gunong との間に道路が完成したため、Gunong との通婚がみられるようになっている。また、道路沿いの村との通婚も現われはじめています。

る土地がないのがこの原因であろう。

2 離婚・再婚・復婚

1. 離婚統計

マレー人の離婚率は非常に高いといわれているが、³²⁾パダンラン村においてもその傾向がみられる。巡査、官吏などの一時的居住者を除いた村人の婚姻総数と離婚・死別の数を調べた結果は、表17の通りである。しかし、この表に挙げられた数値については、次のような問題点がある。

表17 Padang Lalang 村における婚姻数と婚姻解消件数
1964. 10.

	婚姻総数	離婚による 解 消	死別による 解 消	不明による 解 消
男	269 (100.0) %	50 (18.6)	24 (8.9)	9 (3.3)
女	260 (100.0) %	28 (10.8)	30 (11.6)	26 (10.0)

生存中の結婚経験者について
巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く

離婚の前歴をもつものがあるかも知れない。

(2) 表17の数値は、現在までの結婚数に対する離婚の割合であるから、特に若年者の場合、将来離婚する可能性があり、この意味において、この表の数値は、正しい意味での婚姻に対する離婚の割合ではない。

(3) この表では、離婚した同一夫妻が離婚を取り消した (rojok) 場合には、その離婚は、離婚の数に入れられていない。

以上の条件を認めても、この村においては、離婚による婚姻の解消がきわめて大きな割合で現われていることが分る。

表18は、離婚経験者数を離婚回数別に表示したものである。離婚経験1回のものが大多数を占めるが、他方、極めて多い離婚経験を持つ者も存在する。後者の存在のために、婚姻に対する離婚の割合は、単純にみると大きくなっているが、離婚経験者の割合は、みかけよりは、かなり低い。しかし、50才以上の男子において、離婚経験者が26%も存在することは、やはり離婚の多いことを示す。

32) 例えば, S. Gordon, "Malay Marriage—Divorce in the 11 States of Malaya & Singapore," *Intisari*, II, 2, pp. 23~32; J. Djamour: *Malay Kinship and Marriage in Singapore*, London, University of London, 1959, pp. 135~137; 梅田輝世「マラヤの女性」『東南アジア研究』第3巻第5号(1966年3月), 129頁などを参照。

表 18 Padang Lalang 村における離婚経験者

1964. 10.

離婚回数	40代以下				50代以上			
	男		女		男		女	
	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)	実数	(%)
0	108	(88.5)	143	(88.8)	46	(66.7)	43	(63.2)
1	10	(9.0)	14	(10.6)	11	(26.1)	4	(5.9)
2	1		3		3			
3								
4								
5								
6								
7				1				
8				1				
経験有無不明	3	(2.5)	1	(0.6)	5	(7.2)	21	(30.9)
計	122	(100.0)	161	(100.0)	69	(100.0)	68	(100.0)

生存中の結婚経験者について
 巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く

離婚経験者を職業群別に示すと、表19のようになる。離婚経験者は、農業労働者、雑役、魚行商などの無産の不安定所得者、およびその他の職業すなわち大工、商店経営、非耕作農家、無職などに多いが、農業のグループにおいても極めて少ないとは言えない。後者を農地所有状況別に分けて観察してみたが、際立った特徴はみられなかった。離婚経験2回以上のものを〔 〕内に内数で示したが、これも不安定な所得者に目立っている。

2. 離婚手続き

マラヤにおけるイスラム法で認められている離婚の方法は、次の四つである。³³⁾

第1に最も一般的な方法は、夫がタラ (talak, *talāq*) という言葉を用いて一方的な宣言をする離婚である。talak には、宣言の後、離婚取消しのできる *talāq raj'i* と、取消しのできない *talāq bā'in* とがある。前者は1度目と2度目の talak 宣言 (talak satu および talak dua) の場合であり、後者は3度目の talak 宣言 (talak tiga) の場合である。³⁴⁾ *talāq raj'i* においては、離婚された妻の待婚期間 (eddah, *'idda*)³⁵⁾ が過ぎる前に、離婚取消し (rojok) が可

33) A. Ibrahim : *op. cit.*, pp. 197~216参照。

34) *talāq bā'in* は1度の宣言で行なわれうる、すなわち、三つの talak を同時に与え得るといふ村人もいる。しかし、このようなケースはパダンラランではおこらなかったという。

35) イスラム法では、妻が離・死別後生れて来るかも知れない子の父親の確認のために再婚できない期間があるが、これを *'idda* という。法的に問題になるのは、3回の月経であり、月経のない期間に離婚したものは、その後第4回目の月経のはじまりで *'idda* は完了する。夫と死別した場合は、*'idda* は4カ月と10日であるが (A. Ibrahim : *op. cit.*, p. 188.), マレー人の慣習法によれば、3カ月10日ともいわれている。(J. E. Kempe & R. O. Winstedt, "A Malay Legal Miscellany," *JMBRAS*, XXV, 1952, pt. 1, p. 14.)

表 19 職業群別にみた離婚経験者

1964. 10.

性 別	男						女						
	40代以下			50代以上			40代以下			50代以上			
年 齢 層	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	あり	なし	計	
職業群	離婚経験												
農 業	所有農地 5 relong 以上	1 (9%)	10 (91%)	11 (100%)	3[1] (19%)	13 (81%)	16 (100%)	0 (0%)	5 (100%)	5 (100%)	0 (0%)	10 (100%)	10 (100%)
	所有農地 5 relong 未満	0 (0)	11 (100)	11 (100)	4 (27)	11 (73)	15 (100)	2 (12)	15 (88)	17 (100)	0 (0)	12 (100)	12 (100)
	所有農地なし	4 (5)	70 (95)	74 (100)	5[1] (25)	15 (75)	20 (100)	10[1] (10)	93 (90)	103 (100)	3 (14)	18 (86)	21 (100)
	農 業 計	5 (5)	91 (95)	96 (100)	12[2] (23)	39 (77)	51 (100)	12[1] (10)	113 (90)	125 (100)	3 (7)	40 (93)	43 (100)
農業労働・雑役・ 魚行商	3[1] (16)	16 (84)	19 (100)	4[4] (36)	7 (64)	11 (100)	4[1] (16)	21 (84)	25 (100)	1 (11)	8 (89)	9 (100)	
その他(大工・店・ 非耕農・無職)	3 (33)	6 (67)	9 (100)	2[2] (29)	5 (71)	7 (100)	2[1] (18)	9 (82)	11 (100)	0 (0)	6 (100)	6 (100)	

[] 内は、離婚経験2回以上の者を内数で示す

口羽 坪内：マラヤ北西部の稲作農村

能である。talāq bā'in の場合には、元の妻との再婚は、妻が待婚期間を終って他の男と合法的に結婚し、離婚した後でなければ不可能である。この目的のために用いられる男は、china buta とよばれる。³⁶⁾ china buta を用いた例は、最近では隣村のクバンシム村 (Kubang Siam) に1例あるが、パダンラン村では聞かれなかった。

talak によって離婚しようとする夫は、婚姻届を行なった imam に自分で申告しなければならない。この場合、2人の証人 (saksi) が必要であるが、普通、モスクの役員 (orang sapuloh) になる。³⁷⁾

第2に、マラヤでは夫が妻の生計を3カ月みななかった場合、あるいは一定期間留守をした場合、³⁸⁾ 妻は離婚を請求する権利を持っており、このような離婚は、cherai ta'alik とよばれる。この場合の申告は、2人の証人と共に kathi になされねばならない。

第3の離婚方法は、フルウ (khula または kholo, khul') とよばれ、妻の申し出に対し夫が同意することによって行なわれる。この離婚は talak の宣言によって成立し、取消し不可能の talāq bā'in である。この離婚のためには、2人の証人と共に、kathi に申し出ねばならない。

第4のファスフ (fasah, faskh) とよばれる離婚は、法廷の判決による婚姻の解消である。夫または妻が病弱で結婚生活が営めない場合や、夫に扶養能力がないと考えられる場合などに、夫または妻から kathi に申し出ることができる婚姻解消の方法であるが、夫には talak の権利があるため、この方法は通常妻によって用いられる。

以上の四つの離婚の方法のうち、パダンラン村で発生した離婚は、talak によるものばかりである。³⁹⁾ 表20は、パダンラン村の imam の手元に保存されている最近の結婚と離婚の申告数の記録である。

表20 Padang Lalang 村における最近の結婚と離婚の届出
1965. 7.

年次	結婚	離婚			
		総数	talak 1	talak 2	talak 3
1963	6	6	4	2	0
1964	5	2	1	0	1
1965 (1~6月)	12	4	4	0	0

Imam による。1962年以前のは既に Alor Star の kathi に届けて、手許に記録がない。

離婚が talak によって行なわれるということは、必ずしも離婚の場合に、妻が完全に受身になっているということを意味するのではない。妻が離婚を欲するときには、夫に嫌われるような振舞いを意識的にすることによって、夫に talak 宣言をさせ

36) しかし、imam および証人の黙認のもとに talak の回数のごまかしが行なわれるから china buta を用いずに済むことが多いという。
 37) この場合、夫は imam に M\$ 3、2名の saksi に各 M\$ 2、政府に M\$ 3、計 M\$ 10 を支払う。
 38) 夫が国内にいる場合は6カ月、海外にいる場合は1年間、手紙を書かず、送金しなかった場合。A. Ibrahim: *op. cit.*, p. 208.
 39) その他の方法による離婚はパダンラン村では今までおこったことがないという。

ることが可能だからである。

3. 離婚の理由

村人は離婚の理由として、次のようなことを挙げる。すなわち、(1) 夫妻の性格の違い、(2) 夫または妻の素行の問題、(3) 居住地あるいは同居者をめぐる意見の不一致、(4) 義理の父母あるいは義理の子との折り合いなどである。しかし、このいずれの場合においても、夫婦が耐えられるだけ耐えた結果、ついに離婚に達したというよりも、比較的単純な対立が、そのまま離婚に結びついたという例が多いようである。このような離婚を容易ならしめる背後的な要因としては、次に述べるようなマレー人社会の構造的な特質が考えられる。

第1は、マレー人の『いえ』や家族の考え方である。パダンラン村のみの特徴ではないが、マレー人の親族組織の原理は、本質的には、個人を中心として放射状に拡大する双系制である。従って、親族組織や家族において、単系的系譜関係が脆弱であり、系譜関係に基づいた排他性の強い集団が存在しない。先祖代々の墓や家族の名(姓)もなく、日本のような屋号も存在しない。従って、離婚が家の体面を傷つけるという考え方は存在しない。家族の形態も、夫婦と未婚の子からなる核家族が多く、拡大家族を形成する場合でも成員の決定に関する単系的なきまりがなく、家族の枠の壁を強める社会的な要素が少ないので、ささいな緊張からも離婚が容易におこる。

表 21 夫 妻 の 所 有 地

1964. 10.

夫 \ 妻	relong													計	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11~	共有		
0 relong	110	4	1	2		4									121
1	5	2													7
2	5		1	2											8
3	5					1									6
4	3			1											4
5	4		2												6
6	1	1													2
7															0
8	3				1										4
9															0
10	3	1													4
11~	6			1		1					2	1			11
共 有	2														2
計	147	8	4	6	1	6	0	0	0	0	2	1	0		175

巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く生存中の世帯主夫妻について

40) アーマッドの息子ディン(Din bin Ahmad), アーマッドの娘ファティマ(Fatimah binti Ahmad)と
 いうように自分の名に実父の名を付加したものが、個人の完全な名前であり、結婚によっても姓の変
 更は行なわれない。

第2に、財産の所有形態が考えられる。相続によって得られた財は、夫妻のいずれかに属するものとして、名義上でも、意識の上においても峻別されている（表21参照）。結婚後夫妻が共同で得た財産（主に土地）は、離婚に際して等分される。妻が田植えなどに雇用されて得た収入は、金の装身具（首飾りや腕輪など）を購入することによって自分でたくわえる。以上のように財の所有においても、家族単位による共同性がきわめて稀薄であり、離婚を阻止する力は弱い。

第3に、離婚を家族の内からくいとめる要素として一般に子供の存在が考えられる。この村では離婚した夫妻の子はいずれかの側に引きとられ、再婚の場合には、連れ子となって親に従うか、または祖父母などにひきとられるかする。このようなことは、離婚が比較的少なく、病理的な現象であるとみなされる社会では、子供にとって不幸であるとされるが、この村では余り大きな問題にはならないようである。その理由として、実子と、継子や養子を差別する観念が稀薄なことが挙げられる。子供が連れ子として、異父（母）きょうだいと同居する場合にも、親の子供に対する取扱いに格別の差違はみられない。⁴¹⁾

第4に、再婚の容易なことが挙げられるがこれについては次項で詳述する。

上記のような社会の構造的特質は、離婚によって生ずると一般に考えられる病理的な社会現象を吸収し、離婚を強く阻止せず、かえって、離婚を病理的な悪徳とみなさないようなエートスをもたらす源となっているようにさえ思われる。

4. 再 婚

パダンララン村では、離婚も多いが、再婚⁴²⁾も少なくない。表22は配偶者と離・死別した者のうち再婚した者の割合を示す。離婚した男女はほとんど再婚している。これに対して、配偶者と死別した者の再婚は比較的少なく、特に女性の場合にはそれが目立つ。この現象は、一般的に言って、死別の場合に生き残った者は、すでに老令で再婚が容易でなく、また子供が成長しているので、特に再婚すべき社会的・経済的理由が存在しない

表22 婚姻解消件数と再婚件数 1964. 10.

	男		女	
	婚姻解消数	再婚数	婚姻解消数	再婚数
離婚による解消	50	44	28	20
死別による解消	24	18	30	9
不明による解消	9	6	26	4
計	83	68	84	33

巡査，助産婦，ホスピタル・アシスタント，官吏を除く

41) ただし、相続については、実の父または母の財産に対する権利はあるが、義父母の財産に対する相続権はない。しかし、相続権の問題はイスラム法あるいは慣習法に従ってあらかじめはっきりしているので、必要以上のまさつはおこらない。

ときには、継母と継子の間が円滑に行かない場合もあるが、このような場合には、しばしば子供は祖父母に引き取られて生活する。

42) rojok は再婚の数に入れていない。

ということから説明できる。⁴³⁾

再婚年令の上限は男女ともかなり高い。表23は、再婚年令を示しているが、男は55才、女は44才がほぼその上限となっている。個人の再婚回数も、表18の離婚回数が示すように1人で何度も結婚している例もある。村で最も再婚回数が多いのは、9回の結婚経験をもつ63才の魚行商人である。

表23 再婚年令
1964. 10.

再婚年令	男	女
15~19	1	1
20~24	6	5
25~29	9	3
30~34	4	5
35~39	4	3
40~44	6	2
45~49	3	0
50~54	3	0
55~59	1	0
60~64	0	0
65~69	1	0

複婚(第2夫人)も含む
3回以上結婚したものは最終の結婚年令をとった

このように再婚がきわめて頻繁に行なわれるこの村の構造的特質については、すでに前節において触れたが、再婚の手続きが初婚のそれに比して簡単であるということも、再婚が容易に行なわれる一因となっている。しかし、この手続きは、男女とも再婚の場合と、いずれか一方が初婚の場合とでは、かなり異なっている。

再婚の場合の最も多い組合せは、離・死別者同志であり、次いで、男性の離・死別者と女性の未婚者(anak dara)の組合せが多い。男性の未婚者(anak terima)と女性の離・死別者(janda)の婚姻はめったにない。

離婚または死別した男性が、anak dara と結婚する場合には、婚資金(hantaran belanja)は、初婚者同志の場合と余り変わらない。女性には、一生に一度は、晴れの婚礼(bersanding)を行なう権利がある。その他の手続きも、初婚者同志の場合と同様である。

離・死別者同志の再婚の場合は、全く事情が異なって来る。夫と離・死別した女性が再婚できるのは、待婚期間('idda)を過ぎてからで、再婚に際しては、離別または死別の証明書をイマムから取得しなければならない。⁴⁴⁾この点を除けば、他の手続きは簡単である。再婚相手を自分で探す場合も少なくない。婚資金は anak dara と結婚する場合よりもはるかに安く、⁴⁵⁾その上、分割払いにするケースも多い。婚礼(bersanding)も行なわれず、双方で簡単な祝宴(kenduri)が催されるに過ぎない。例えば、前述の9回も結婚した魚行商人(63才男)の婚姻年令と、婚姻相手の世話をした者、および婚資金の額を示すと次のようになる。

結婚回数	年令	妻を探した者	婚資金
1	18才	父	M\$ 54 (分割払い, M\$ 30+24)
2	29	自身	M\$ 24
3	32	姉	M\$ 24

43) しかし、この場合には、女性の資料の信頼度の低いことも考える必要がある。

44) Government of Kedah : Gazette, VI, 11 (9 May, 1963), Enactment Supplement No. 2, pp. 58~59.

45) 本文11頁参照。

4	36	自身	M\$ 40
5	40	自身	M\$ 30
6	42	他人	M\$ 100
7	44	自身	M\$ 20
8	45	自身	M\$ 24
9	49	甥	M\$ 150 (分割払い, M\$ 70+未払い)

未婚男性 (anak terima) と janda との結婚は、この村では、1例しか確認できなかったが、このような例は、女性の方が逆に婚資金を出して男性をひきつけるか、女性の方が相当裕福でなければ、めったに見られないと言われる。

5. 複 婚

イスラム法では、男性は、扶養能力があれば4人の妻をもつことが許されている。パダンラン村では、3人以上の妻を有する者はいないが、2人の妻をもつ場合は10例ある。このうち、2人の妻をそれぞれ村内の別の家屋に住まわせているのは2例のみであり、他の8例は、いずれか一方を他村に住まわせている。

一般的には、妻を2人以上もつことができるのは、裕福な者であるといわれているが、この村では、必ずしもそうではない。

表24は、複婚者について、夫の年齢・経済状況、第1夫人と第2夫人の年齢・居住地・経済状況、子供の数などを示したものである。10例のうち、夫が村内で裕福とみなされているのは、世帯番号62, 124, 237の3例だけである。残りの7例は、polis 年金を得ている世帯番号266を除けば、夫は収入がきわめて不安定な農業労働者の類である。しかも、そのほとんどの場合、夫は、第1夫人と事実上離別に近い状態にあって、第2夫人と同居し、後者の経済力に依存している。従って、このようなケースは、複婚といっても、むしろ、第1夫人との婚姻を法的に解消せぬ状態で再婚したというのが、その特徴である。

複婚は比較的容易に行なわれ、手続きの上においても障害になるものは少ない。ある30代の小学校教員は、経済的余裕があれば、第2夫人を持ちたいと何のはじらいもなく公言する。多くの場合、男性は第2夫人と結婚してから第1夫人にその旨を告げるようである。

夫と第1夫人とが、離婚同様の状態にあって、第1, 第2夫人の子供(夫の実子)は、父の財に対して、同じ相続権を有しており、実父に対して、権利義務上、何の差別も存在しない。この点においては、すでに離別した先妻の子についても同様である。

第1夫人と第2夫人の子が、実の兄弟のように第三者に語り、また父親も第2夫人の面前で、第1夫人の子供を第三者に誇らしげに紹介するというような情景に出会うことがある。このような感覚の存在は、前節において述べたこの村の社会構造的特質とも関連しているように思われる。

表 24 複 婚 の 事 例

1964. 10.

世帯 番号	夫		第 1 夫 人					第 2 夫 人					備 考
	年齢	所有農地 (relong)	年齢	居住地	所有 農地	子供の数	連れ子	年齢	居住地	所有 農地	子供の数	連れ子	
62	40	23	35	夫と同居	0	6人	—	?	アロール スター	?	5人	—	夫は商人で、品物の仕入れの日に第2夫人のところへ通う
66	61	0 (雑 役)	35	村内別居	0	2	—	45	村 内	0	0	1人	夫は、第2夫人とのみ共住
120	50	0 (農業労働者)	45	村 内	0	4	—	?	村 外	?	?	—	夫は、村外の第2夫人と共住
124	60	13 (+ゴム園16)	?	村 外	0	2	—	34	村 内	0	3人	—	ゴム園が第2夫人の居住地(Jitra)にある
144	?	?	95	村 内	0	(4人別居)	—	?	村 外	?	?	—	夫は、村外の第2夫人と共住 第1夫人は息子に扶養される
145	40	0 (農業労働者)	31	村 外	0	4人	—	45	村 内	9	0	—	夫は、主に第2夫人と共住
168	60	1.5	?	村 外	?	?	?	50	村 内	0	(5人別居)	1人	
205	?	?	50	村 内	0	1	—	?	村 外	?	?	—	夫は、第2夫人と同居 ほとんど離婚の状態
237	80	11	65	村 内	0	(6人別居)	—	70	村 内	0.5	1人	—	第1夫人とはほとんど離別の状態
266	64	0 (Polis 年金)	?	村 外	?	0	—	53	村 内	3	?	—	夫は、第2夫人と同居

口羽, 坪内: マラヤ北西部の稲作農村

図 1 Padang Lalang 村における家族類型

1964. 10.

	I. 標準型	II. 養子型	III. 欠損型	IV. 再婚型	V. ひきとり型	VI. 複婚
S 单身	n=6 ● 69.4		n=2 ▲○ 41.5		① n=5 ▲ 65.0 ○ ●67.5	n=2 第1夫人 ○=△=●50.0
M 夫婦	n=8 ▲=● 59.1			n=1 ≠▲=● 28 20	① n=5 58.0▲=● ●	n=2 第2夫人 ○=▲=● 52.0
N 核	① n=52 33.3▲=● ● ▲ ● ② n=11 49.4▲=● ● ▲ ● ③ n=4 30.8▲=● ● ▲ ●	① n=3 50.0▲=● ● ▲ ● ② n=1 62.0▲=● ● ▲ ●	① n=7 48.2▲=● ● ▲ ● ② n=1 70▲=● ● ▲ ●	① n=12 50.1 ≠▲=● ● ▲ ● ② n=5 58.8 ≠▲=● ● ▲ ● ③ n=6 51.7 ≠▲=● ● ▲ ● ④ n=3 44.0 ≠▲=● ● ▲ ●	① n=3 53.7▲=● ● ▲ ● ② n=3 ▲=● ● ▲ ● ③ n=5 53.5 37.0 90▲=● ● ▲ ● ④ n=1 100 28▲=● ● ▲ ●	① n=2 50 ○=▲=●第1夫人 ● ▲ ● ② n=2 60 ○=▲=●第2夫人 ● ▲ ● ③ n=2 60.5 ○=▲=●第2夫人 ● ▲ ● ④ n=1 第2夫人 70 ● ▲ ● ○ ▲ ●

<p>① $n=2$ 44.0▲ ▲=●</p> <p>② $n=2$ 75.0▲ 30.5▲</p> <p>③ $n=7$ 78.7▲ 36.7▲ 34.3▲</p> <p>④ $n=1$ 60 40 25▲=●</p> <p>⑤ $n=1$ 70 49</p> <p>⑥ $n=1$ 52 60</p>	<p>① $n=2$ 70.0▲ 32.0▲</p> <p>② $n=2$ 60 43</p> <p>③ $n=2$ 100 100 80 50</p>	<p>$n=2$ 40 40</p>	<p>① $n=3$ 55▲ 25▲</p> <p>② $n=1$ 80</p> <p>③ $n=1$ 80▲=</p> <p>④ $n=1$ 70</p> <p>⑤ $n=1$ 23</p>	<p>$n=1$ 40 第1夫人</p>
<p>EX_A 拡大</p>	<p>$n=3$ 55.0▲</p> <p>$n=1$ 47 50</p>	<p>EX_B 拡大</p>	<p>EX_C 拡大</p>	<p>EX_B 拡大</p>
<p>EX_A 拡大</p>	<p>EX_B 拡大</p>	<p>EX_C 拡大</p>	<p>EX_B 拡大</p>	<p>EX_C 拡大</p>

n = 事例数。 巡査, 助産婦, ホスピタル・アシスタント, 官吏を除く。 分類不能2を除く。

3 家 族

1. 家族形態

すでに表3で示したように、パダンラン村の平均家族（世帯）員数は、4.7人である。類型的に見た場合には、親と未婚の子からなる単純家族が圧倒的に多い。（表25参照）しかし、家族形態の内容は、必ずしも単純なものではない。図1は、この村における家族構成を整理したものである。

縦の欄は、単身家族（S）、夫婦家族（M）、核家族（N）、拡大家族（EX_A, EX_B, EX_C）が順に並べられている。拡大家族（EX）に加えたA, B, Cの符号は、Aは有配偶の子1人が同居している場合、Bは有配偶の子2人が同居している場合、Cはその他の血縁者が同居している場合を示す。

横の欄は、上記諸類型の標準型と、前節までに述べて来た諸要因によるその変形を動的に理解するために設けた分類項目である。Ⅱの『養子型』は、イスラム法によって養子が禁止されているにもかかわらず、⁴⁶⁾ J. Djamourによって調査されたシンガポールにおけるマレー人の間では、その事例が多いといわれているので、⁴⁷⁾ ここでも一つの独立した分類項目として取り挙げてみた。Ⅲの『欠損型』は、この村では、配偶者との離・死別、特に離別が多いため、これらの家族の特色を量的に理解するために設けた。Ⅳの『再婚型』もまた、再婚による家族の理解のためであり、Ⅴの『ひきとり型』は、離・死別、再婚、または経済的事情による『ひきとり』であり、これには、(a) 孫、(b) きょうだい、(c) 親、(d) その他の親族のひきとりが存在する。Ⅵの『複婚』は、同居家族の形態別に分類したものである。

以下、図1に従って、それぞれの家族形態の特徴を説明していくことにする。

単身家族の標準型6例は、いずれも夫と死別した老令の女性である。このうち、半数の3例は、村内に身寄りが全然居住していない。配偶者と離別した『単身欠損家族』は、わずかに男性の2例のみである。離婚が多い割合に、この型の家族が少ないのは、通常、離婚者は実家に帰って、親きょうだいと同居するからである。同居しなくとも、親きょうだいの屋敷地（*tanah kampong*）に家を建てて住む場合があり、この2例のうち1例はこれにあたり、他の1例は、身寄りのない50才の男性である。単身家族の『ひきとり型』は、文字通りの『単身家族』ではないが、配偶者と離・死別した子の子、すなわち孫をひきとった単身者という意味で、単身家族の範疇に含めたもので、5例も存在する。複婚家族を単身家族に含めるのは、厳密な分類ではないが、この2例は、いずれも子供をもたない第1夫人であり、事実上、離婚同様の状況にあるので、この欄に組み入れた。以上、単身家族は計15例となるが、殆どの場合、老令単身者である。

46) A. Ibrahim : *op. cit.*, pp. 353~4.

47) J. Djamour : *op. cit.*, pp. 92~7.

夫婦家族 (M) の場合も、単身家族とほぼ同じ事情にある。標準型の 8 例には、新婚夫婦は存在せず、子供ができなかった夫婦か、または、子が成長分出した老令夫婦である。このうち 4 例は、子が近隣に居住している。新婚夫婦が存在しないのは、通常、彼らは子供が生れるまで、親と共に生活するからである。この意味で、比較的若い年令の再婚型が 1 例のみというのも不思議ではない。夫婦家族の『ひきとり型』の形成は、単身家族のそれと同様な事情による。複婚の場合の夫婦型というのは、第 2 夫人と夫が同居しているものである。

核家族 (N) の事例は最も多いが、その内容は多様である。核家族の典型的なものは、標準型の①で、52例存在する。標準型の②は、子供の一部が、すでに成長して分出したものである (11例)。③は、子供の一部が、経済的貧困やその他の理由で、祖父母にひきとられた型である (4例)。養子型は、核家族にしか見出されないが、その事例はわずかに 4 例である。欠損型も余り多くはない。母親を欠く欠損型は 1 例のみであり、父親を欠く欠損型は 7 例であるが、ほとんどが死別によって生じた欠損家族であり、親の平均年令も再婚するためには高過ぎ、子供もすでに成長しているので、欠損のままに存続しているものである。再婚型の①は、夫が再婚した例であり、形の上では核家族の標準型と変りはないが、夫の平均年令が高く、しかも、夫には先妻との間に子供がある可能性もある。事例は 12 もあって、少なくない。②は夫妻ともに再婚した場合である (5 例)。③は夫に連れ子がある場合 (6 例)、④は妻に連れ子がある事例である (3 例)。以上、核家族の再婚型は、計 26 例も存在し、再婚による新家族形成の頻繁さを物語っている。ひきとり型は、形の上では厳密な核家族ではないが、①子の死亡、または離・死別による再婚の結果、孫をひきとった型、⑤配偶者との離・死別、または経済的理由により、きょうだいをひきとった型、⑥同様の理由で夫または妻の親をひきとった型、⑦その他の血縁者をひきとった型の 4 種の場合が存在する。複婚家族の内核家族の範疇に入れてあるものは、同居集団としてみた場合、核家族に類似した事例である。例えば、複婚型の①は、夫は大部分第 2 夫人と住んでいて実質的に核家族の欠損型に近く、②は夫がほとんど第 2 夫人と住んでいて核家族の標準型に近い。③は第 2 夫人に連れ子があり、④は第 1 夫人の子の子、すなわち孫をひきとっている家族である。これらの複婚家族は厳密には、それぞれ欠損型、標準型、再婚型、ひきとり型と細分すべきであるが、複婚家族を一括するために、この縦の欄に組み入れた。

拡大家族の EX_A は、1 人の有配偶の子が親と同居している 2 または 3 世代家族である。標準型の①は、孫の出生を契機として、典型的な 3 世代に移行するか、若夫婦とその子が分出独立することによって核家族に移行するかの過渡的な状態で、3 例しか存在しない。典型的な拡大家族の EX_A 型は、②であるが、この事例はわずか 2 例である。③、④、⑤はいずれも②の変形で、⑥は、形態上③に組入れるべきものであるが、親が別棟の家に住んでいるので、③と区別した。拡大家族 EX_A 型の欠損型は既婚の子女が配偶者と離・死別した場合に生ずる家族である。再婚型、ひきとり型、複婚の場合については、核家族の場合と似ているので、説明を

略する。

拡大家族 EX_B 型は、2組の有配偶の子女が親と同居している場合であり、EX_C 型は、その他の厳密に分類し得ない傍系親族を含む家族の形態である。

表25は、パダンラン村においてみられる上記の家族類型の摘要である。全家族数の6割余りが基本的に親と未婚の子からなる核家族であるが、その内容は、高い離婚・再婚傾向によって、かなり複雑になっており、純粋な意味での核家族は、67例(全家族の35%強)に過ぎない。養子型や、配偶者との死別によって生じた欠損型の数値は、さほど問題にならないとしても、再婚型と『ひきとり型』の家族の多いのが目立つ。『ひきとり型』の家族が比較的容易に形づくられることは、離婚・再婚が重大な社会的機能障害をひきおこさないという効果をもたらす。このことは、この村の社会構造の一つの特質と考えられよう。

表 25 家 族 類 型 (摘要表)

1964. 10.

	I (標準)	II (養子)	III (欠損)	IV (再婚)	V (ひきとり)	VI (複婚)	計
単身 S	6	0	2	0	5	2	15
夫婦 M	8	0	0	1	5	2	16
核 N	67	4	8	26	12	7	124
拡大	EX _A	14	0	6	2	5	28
	EX _B	2	0	3	0	1	6
	EX _C	3	0	1	0	0	4
計	100	4	20	29	28	12	193

巡査、助産婦、ホスピタル・アシスタント、官吏を除く。分類不能2を除く

この村の拡大家族は、決して単系的な性格をもつものではない。後に示すように、親と同居する既婚の子女は、長子や未子というような特定の続柄のものに限られておらず、便宜的に家に留まったものである。

以上のように、この村の家族形態は、核家族を一応代表的なものとなすことができるものの、全体を通じて、いわゆる標準型が少ないのがその特徴といえよう。

2. Tanah Kampong (屋敷地)における社会構造——その類型——

パダンラン村において核家族が圧倒的に多いということは、必ずしも、それぞれの核家族が完全に独立して生活しているということを意味しない。自らの家屋と屋敷地 (tanah kampong) を所有し、独立している家族は、調査家族数⁴⁸⁾ 193のうち、わずか63家族 (32.6%)に過ぎず、残りの130家族は、一つの屋敷地に、親、きょうだい、親族、または他人と共住している。一つの屋敷地に建てられている家の数は、屋敷地の広さ (1/4~2 relong)⁴⁹⁾ などによって

48) 全家族数 195 の内、調査不能 2 を除く。

49) 1 relong = 2.5 反 = 25 a

異なるが、2, 3軒から、多いのは10軒余りにもなる。このような屋敷地内に居住する諸家族の関係の性格は、パダンラン村における家族の特質を明らかにするために重要である。

一つの屋敷地に2家族以上が住んでいる場合は、45ケースある。居住者の誰かが屋敷地を所有している自己所有型 (sendiri 型) と、村内または村外居住の親族または他人から借りている借用型 (sewa 型) に区分して、屋敷地内に居住するそれぞれの家族の関係の特色によって屋敷地内における家族群の型を更に類別すると、表26のようになる。

表26 屋敷地内に居住する諸家族の関係の型

関係の型	事例数
Sendiri 型	
(1) 親子共住	12
(2) 親子と他の親族(または他人)共住	5
(3) きょうだい共住※	8
(4) その他親族共住	4
(5) 他人寄生	3
45	
Sewa 型	
(1) 親子共住	8
(2) きょうだい共住※	3
(3) 他人共住	2
13	

※ 他の親族を含むことがある。

sendiri 型のうち最も多いのは、親子が同一屋敷地内で、それぞれ別の世帯を構成し、別棟に住む『親子共住』のケースである。これには、(1) 親が老令または女性単身であるために、子が親を扶養する必要から同一屋敷地内に留まった場合、(2) 新世帯をもった子が、他に適当な屋敷地がないので、同一屋敷地内に別棟を建てて住んでいる場合、(3) 子に経済力もなく、他に適当な屋敷地もないので、親の屋敷地に居住し、親の農地を小作している場合の三つがある。それぞれについて、事例を挙げながら更に詳しく検討してみよう。事例数を増加させるため、『親子と他の親族共住』のケースに含まれる親子共住の5例をも合せた15例について考察する。

子が親を扶養するという(1)の場合は、わずか2例しかみられない。1例を挙げれば、世帯番号182の戸主 Habsah は、夫と死別した70才の女性で、父から相続した1 relong の屋敷地と、2 relong の水田を所有している。そして、妻と死別して、今は再婚して他村 (Jitra) に居住する3男の息子2人 (13才と6才) をひきとって生活している。Habsah には1人の娘と6人の息子があるが、すべて成人し、長女 Minah (40才) と5男 Lazim (28才) が、Habsah の屋敷地内に居住している。残りの息子のうち、長男は村内に居住しているが、他の者は他村に住んでいる。Habsah は、老令のため農業に従事できないので、2 relong の水田を relong 当り M\$ 70 の前払い小作料で、5男 Lazim に耕作させている。Lazim は、この外に 8 relong を村外に住む他人から小作して、実質的には母の面倒をみている。長女 Minah は、夫 Saad と共に収入の不安定な農業労働者である。農地も所有せず、どちらかといえば、母 Habsah の屋敷地を無料借用するという意味で、母に依存している。

注意を要するのは、この例においてもみられるように、子が親を扶養するといっても、決して

て全面的にではなく、親はあくまでも屋敷地や農地の所有権を保ち、子に農地を小作させ、その小作料で生活していることである。もっとも、子は法的に定められた標準額⁵⁰⁾以上の小作料を支払うし、この事例では、Habsah が面倒をみている孫の父からの仕送りも多少は存在する。

子が独立の生計を営みながらも、他に適当な屋敷地がないために、親の屋敷地に別棟の家屋を建てている事例は、sendiri 型には9例存在する。その1例を挙げると、世帯番号122の戸主 Hamid (50才男) は、1 relong の屋敷地と2.5 relong の水田を所有し、この水田を隣村に居住する兄に、relong 当り 6 naleh で貸出している。Hamid には2男2女があるが、2人の娘は婚出し、長男 Hussin (30才) は、収入の不安定な農業労働者で妻と3人の子供と共に、Hamid の屋敷地内の別棟の家屋に住み、次男 Zakaria (24才) は、妻の父から3 relong の水田を小作して、父 Hamid の屋敷地内に居住している。

子に経済力がないために、親に依存しながら親の屋敷地内に居住している sendiri 型親子共住の第3の事例は、6例ある。この6例では、親は子に農地を貸すことによってその生計を助けている。例えば、世帯番号195の戸主 Haji Yacob (90才) は、2 relong の屋敷地と 8 relong の農地を所有している。Haji Yacob には、5男1女があり、長男 Daud (37才) は、妻と4人の子供と共に父の屋敷地内に住み、父の農地のうち2 relong を小作して生計をたてている。16才の末子は父と共に住み、他は結婚して他村に居住している。

sendiri 型で、親と子に加えて、他の親族(または他人)が共住している屋敷地は5例存在する。この中に含まれる親子については既に述べた。『他の親族』とは、身寄りを頼って来た血縁者である。すなわち、(1) 女戸主の妹夫妻とその子で、収入の少ない魚行商の家族、(2) 戸主の兄の孫の家族で、戸主の農地2 relong を小作しているもの、(3) 戸主の長女の娘の家族で農業労働者、(4) 戸主のいとこで夫にほとんど離別された形の第2夫人の家族で農業労働者、(5) 戸主の死亡した娘の夫で、後妻と共に生活している小作農である。いずれも村内では貧しい層に属する。

一つの屋敷地をきょうだいで分有し、きょうだい共住している事例は、sendiri 型では8例もある。この形態は、屋敷地の所有者である親が死亡した後に、2人以上の子がその屋敷地に定着した結果生ずるが、きょうだいの世帯が居住しているだけでなく、きょうだいの子の家族や他の血縁者がこれに加わっている事例が、上記8例中5例もある。1例を挙げれば、図2のように、世帯番号

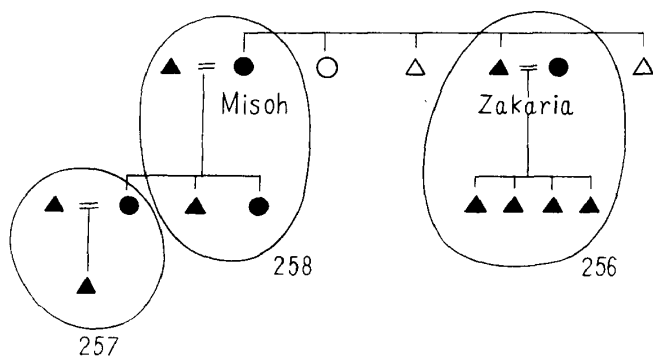


図 2

50) 小作料の標準額は、1 relong につき 6 naleh で、大体 M\$ 54 にあたる。詳細は、口羽・坪内・前田「前掲論文」38~41頁参照。

256, 258, 257が同じ屋敷地に居住し、256の戸主 Zakaria と 258の妻 Misoh が屋敷地を分有している。しかし、この屋敷地の法的所有者は未だ両者の父となっていて、名義の変更はなされていない。Zakaria は水田 2 relong を自作する小農で、Misoh も 2 relong の水田を所有するが、これを娘婿の257に貸出している。Misoh の夫 Md. Isa もまた 2 relong の水田をもっているが、遠方にあるので兄に貸し、近くの水田 4 relong を他人から小作している。

『親族共住』の3例は、いずれも、収入の不安定な親族が遠縁を頼って来て、屋敷地内に居住しているものである。『他人寄生』の2例も、同様に、不安定所得者が無料で他人の屋敷地に共住している。

屋敷地を村外他出の血縁者または村内居住の親族あるいは他人から借りている sewa 型の場合にも、上記の sendiri 型と同様な現象がみられる。sewa 型においても、『親子共住』が圧倒的に多く、『きょうだい共住』も形態的には sendiri 型の場合と同様である。『他人共住』の2例は、外来者が、他人の土地に定着したものである。

以上の分析でもほぼ明らかなように、一つの屋敷地内に2家族以上が共住することは、わずかの親扶養の例を除けば、いずれの場合も、適当な屋敷地がほかにないためか、経済力に乏しいために、親または他の親族や他人を頼って生じたものである。この点について、特に屋敷地内における『親子共住』および『きょうだい共住』の型を中心として検討してみよう。

3. Tanah Kampong における社会構造

—— 親子共住型ときょうだい共住型の分析 ——

Tanah kampong における社会構造の類型のうちで特に目立つのは、親子共住型ときょうだい共住型である。この二つの型の分析を通じて、両者の社会的特質を解明するとともに、これらがどのような要因によって形造られるかを明らかにしよう。

この村には、標準型核家族⁵¹⁾が52例存在するが、これらは、若い男女が婚姻後ただちに独立した世帯を構えることによって形成されたものではない。新婚の夫妻は普通、夫または妻方の『親の家族』に同居して、親の農作業を手伝うか、あるいは、双方の『親の家族』の間を往復する。子供が生まれると、『親の家族』に部屋の余裕があれば同じ家屋に同居するが、空間的な余裕のない場合、『子の家族』は、適当な屋敷地があれば購入または借地して居住する。しかし、52戸の標準型核家族のうち、1屋敷地に単独居住している核家族は、わずか15戸しかなく、しかもこのうち11戸は他人の土地を借りている。1核家族が単独で1屋敷地を購入または借用することは困難なのである。従って、『親の家族』の屋敷地に別棟の杣上家屋を建てて居住する傾向が強くなる。

以上の核家族分出の過程を図示すれば、図3のようになる。すなわち、標準型核家族Aが子

51) 図1のNI①参照。

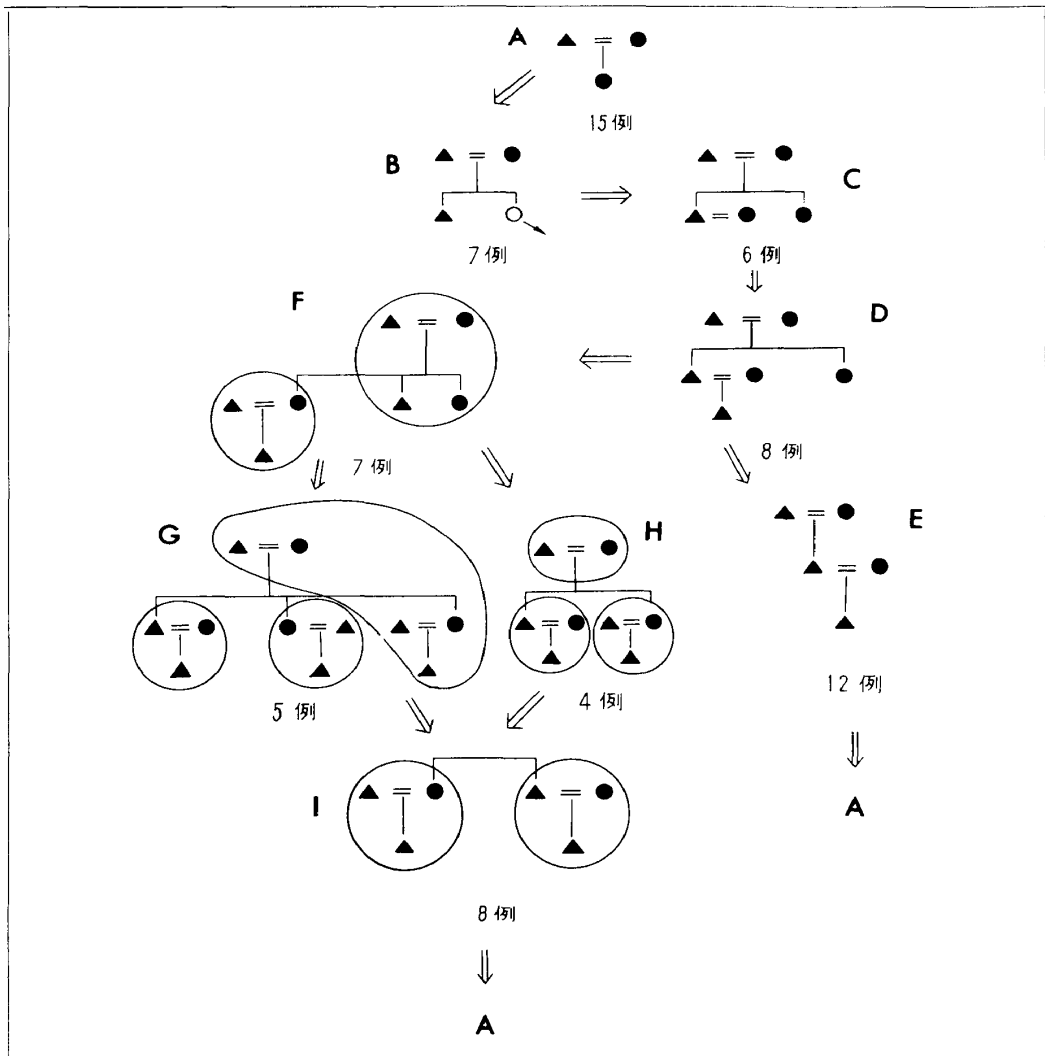


図 3

を分出させる家族Bに移行すると、分出（婚出）した子は、拡大家族Cの一成員となる。この拡大家族Cは、家族の型としては過渡的なものであり、村内における事例数も少ない。⁵²⁾若い夫婦に子供ができれば、拡大家族Dに移行するか、適当な屋敷地をみつけて再び単独に1屋敷地に居住する標準核家族Aになるか、または親の屋敷地に『親の家族』と共住するFに移行する。一般的にいて、Dの場合は、既婚の子夫婦が親の農作業を手伝う必要があるときに形造られ、未婚の子女が成長すれば、AまたはFの形で分出する可能性を含んでいる。しかし、拡大家族Dの親には、比較的裕福なものが多いために、配偶者と離・死別した子が頼って来る場合もあり、図4のような形をとる例もある。また、『子の家族』が

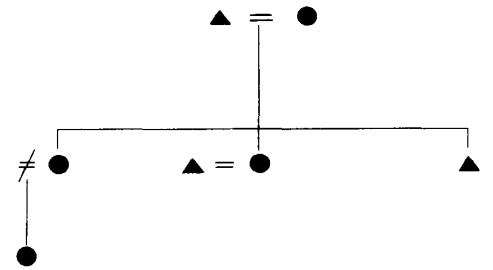


図 4

52) 例えば、図1の EX_A I ①, EX_A IV, EX_A V, EX_B I, EX_B V ① など。

『親の家族』の屋敷地に共住する場合には、他に適当な屋敷地がないという理由だけではなく、子に経済力がないため、親の所有地を小作し、親に依存するためである。例えば、Fの7例中、4例では子が親の農地を小作している。

ところで、拡大された家族Dは、『子の家族』が順次分出していくとしても、親がかなりの農地を所有している場合には労働力を必要とする関係上、また、親が老令あるいは女性単身の場合にはその扶養のために、1組の『子の家族』を『親の家族』内に留めるか、G. P. Murdock⁵³⁾のいう stem family, Eを構成する傾向も強い。Murdockのいう stem family は、単系系譜の原理によって拡大される lineal family の前段階としての家族の形態と解されているように思われるが、この村の stem family には、そのような単系系譜の原理が基軸となっているように考えられない。Eにおいて誰が親の家に留まっているかをみると、男子11名、女子1名のうち、1人息子1、長男2、末子6（女子1を含む）、その他3となっている。この村では、『家』の観念が稀薄で、家督相続というような観念も存在しないし、財の相続方法も、慣習法(adat)では均分であり、イスラム法による場合も男女の差こそあれ、同性間では平等である。そのため、子供のうち、誰が家に残るべきであるというような考え方は見出されない。しかも、農民の家屋はそれ程重要な財産と考えられていないので、末子が比較的多く残っているのは、長子から順に分出して、末子がたまたま居残ったためであり、村の一般化された相続の形では決してない。

ところで、『親の家族』の屋敷地に分出したFの形態は、更に未婚の子女が配偶者を迎え入れた場合には、『親の家族』は、一時的にC→Dの形態を経て、GまたはHの型に移行し易い。GやHの形で分出共住している『子の家族』は、ほとんどの場合、親の農地の一部または他人の土地を小作する零細な農家か農業労働者である。従って、他に適当な農地と屋敷地があれば、親の屋敷地から移動する可能性がある。

親が死亡すれば、G・H型は、きょうだい共住のI型に変型する。このI型は、常に図3に

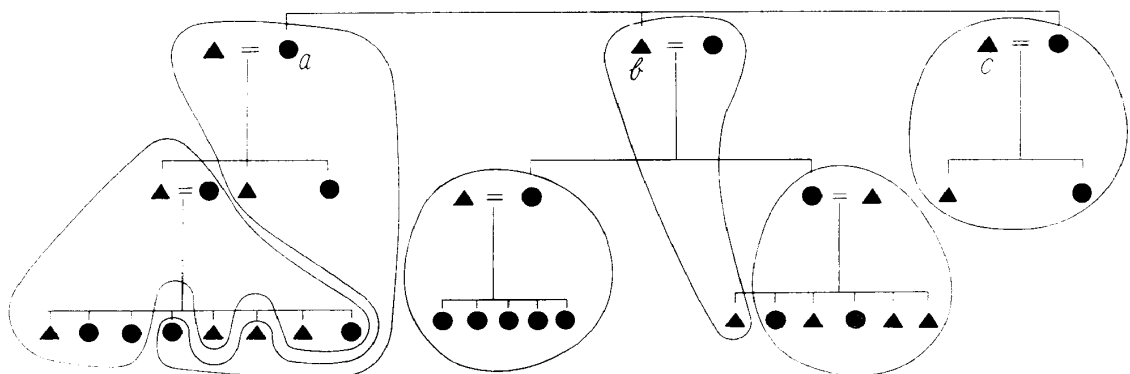


図 5

屋敷地は a, b, c の分有

53) G. P. Murdock (ed.): *Social Structure in Southeast Asia*, Chicago: Quadrangle Book, 1960, p. 4.

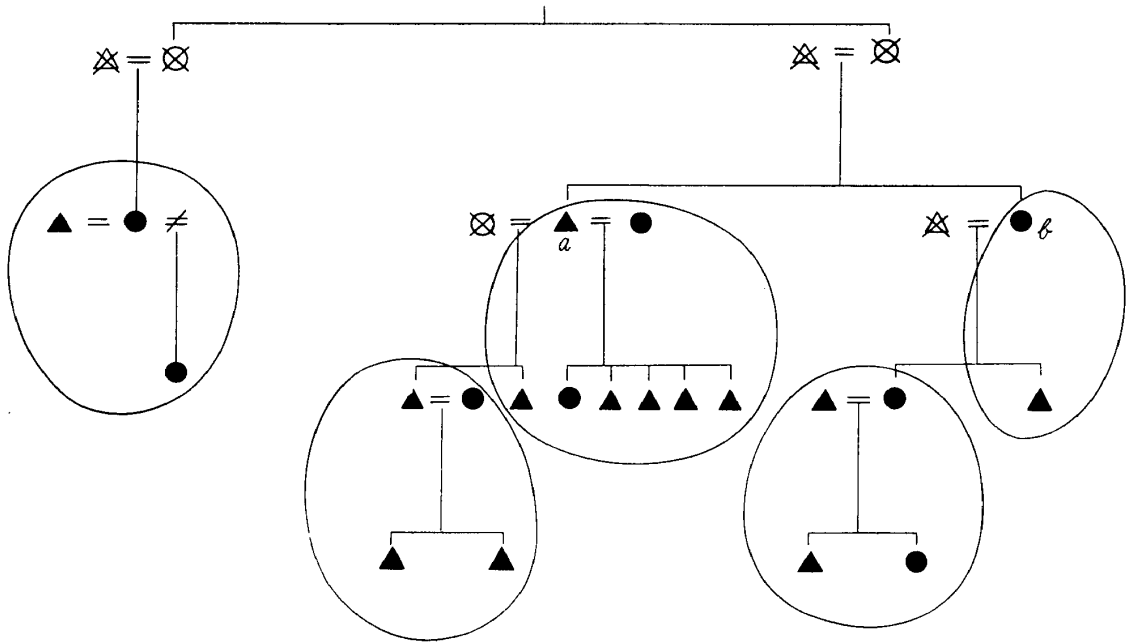


図 6 屋敷地は a, b の分有

みられるような単純な形で存在するのではなく、図5や図6のように、F型や『ひきとり型』との組合せによって複雑な形態を示しているものもある。図5・6の『子の家族』は、いずれも収入が少ない小作農、魚行商、農業労働者などである。

きょうだい共住のI型が、図3において示したような単純な形態であって、しかも、屋敷地がきょうだいの間で分割された場合には、再び標準型核家族のA型に移行する。

以上に述べたことは、いわゆる家族の成長過程を示した家族輪廻そのものではない。同一屋敷地内における親子共住型やきょうだい共住型の性格を分析するために、『子の家族』の分出生共住の過程を、論理的に推測したものに過ぎない。しかし、F→G・H→Iへのサイクルが繰返されるとするなら、一方ではマラヤの慣習による均分相続やイスラム法の均分に近い相続方法により、所有農地がますます細分化され、他方では屋敷地における親子・きょうだい共住型が、経済的に一層不健全な形で繰返されることになる。すなわち、F→GまたはH→Iへの移行は、図5・6のような居住の型を増加せしめる傾向をもっているように思われる。

表27 屋敷地居住類型別農地所有面積 1964. 10.

居住類型	Sendiri 型		Sewa 型	
	平均農地所有面積	事例数	平均農地所有面積	事例数
F	13.0 relong	4	0.0 relong	2
G	9.4	4	0.0	1
H	4.1	4	—	—
I	3.0	7	—	—

図5・6のような居住の型を増加せしめる傾向をもっているように思われる。

F・G・H型については『親の家族』の平均農地所有面積を、I型についてはそれぞれのきょうだいの家族の平均農地所有面積を示すと、表27のようになり、各々の型における平均所有面積

の変化は、この傾向をうらづけている。

以上の分析においても明らかなように、屋敷地における親子共住型・きょうだい共住型は、決して、農作業の協力や、父系や母系のような単系系譜の原理による家族の拡大形態ではなく、経済的要因によって規定されているものであり、経済的要因の変化によっては、容易に変形されうる社会構造である。筆者たちは、すでに報告した論文⁵⁴⁾において、パダンララン村の地主小作関係の一つの特徴は、親子におけるそれであることを指摘したが、これは、上述のような社会的状況に伴うものである。

む す び

われわれは、婚姻、離婚、家族の分析を通じて、パダンララン村のマレー人においては、近代的自我とは異質的なものであるが、個人本位的な行為の様式が顕著であることを見出した。

婚姻後の居住地は、多少夫方居住の傾向が強いようであるが、それは、父系制の原理が強いためというよりも、むしろ経済的要因によって規定されたものである。また、家族結合のあり方が、特定の原理にしばられていないことは、再婚における子供の処置を容易にし、連れ子・継子に対する偏見を少なくして、この社会に離婚が多い理由の一つとなっている。

『家』の体面よりも、むしろ『個人』の体面が尊重されていることは、財の所有方法にも顕著にみられ、夫婦の財の明確な区別は、離婚を一層容易にする。

『家』の観念が稀薄であるために、『家』の継承という観念は乏しく、核家族が圧倒的に多くなる。しかし、その内容は、離婚、再婚、経済的事情などにより、甚だ複雑である。

屋敷地における親子・きょうだい共住という社会的特色が見られるが、これは、単系系譜的な大家族の経済的協力、財共有の団体 (corporate group) ではなく、個が主体となる原子論的な組織ともいえる。このような社会関係が、経済的要因によって、一時的にも形づくられているのは、それがマレー人家族の上述の特質を媒介にしているからといえよう。このことは、親族組織の分析からもいいうるが、親族組織については、他の機会に詳述することにした。

54) 口羽・坪内・前田「前掲論文」39～41頁参照。